

目 次

規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

告 示

公共下水道の供用の開始

国民健康保険被保険者証の無効

市議会定例会の招集

公 告

森林整備計画の変更

地区計画等の案の内容となるべき事項の縦覧

家畜共済に係る指定獣医師の契約締結

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

美里中南部土地改良区総代会総代選挙における当選人

美里中南部土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

監査事務局告示

住民監査請求に係る監査結果

監査公表

農業委員会公告

小作地所有状況の縦覧

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8月27日

津市長 松田直久

津市規則第28号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則（平成18年津市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第2項第5号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第3条第1項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第2項第2号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第1号様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第2号様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

津市告示第 2 3 8 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公示する。

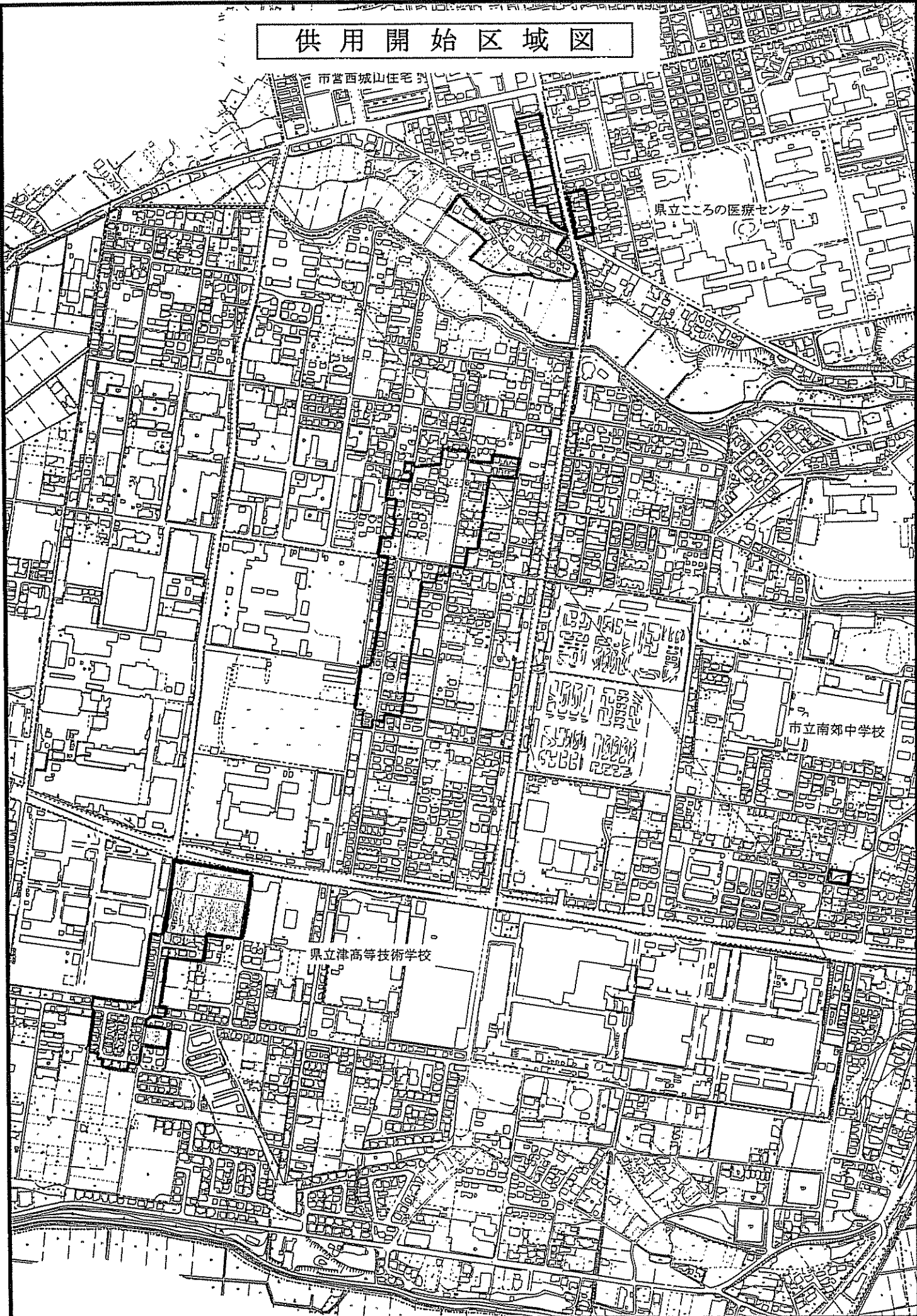
なお、関係図面は、平成 1 9 年 9 月 1 日から 2 週間、津市下水道部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 8 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成 1 9 年 9 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
流域関連津市公共下水道
半田の一部、桜田町の一部、大園町の一部、新町二丁目の一部、垂水の一部、藤方の一部、城山一丁目、城山三丁目の一部、高茶屋四丁目の一部、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目の一部、高茶屋小森町の一部、柳山津興の一部、香良洲町の一部、久居相川町の一部、久居持川町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一部、木造町の一部、白山町二本木の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別図（供用開始区域図）のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
流域関連津市公共下水道
津市雲出鋼管町 5 2 番地の 5
雲出川左岸浄化センター
松阪市高須町 3 9 2 2
松阪浄化センター

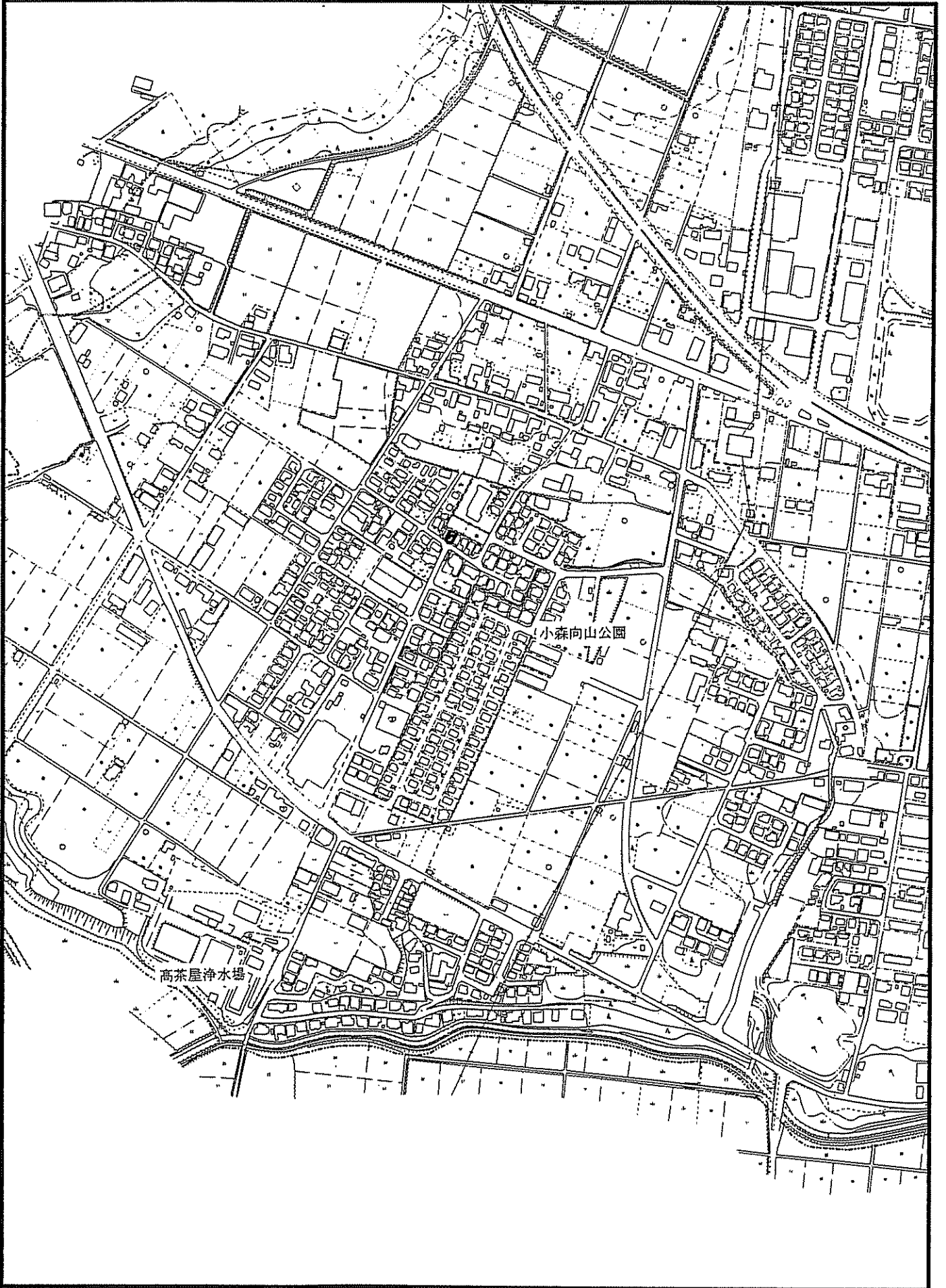
供用開始区域図



4

2

供用開始区域図



高茶屋浄水場

小森向山公園

供用開始区域図



供用開始区域図

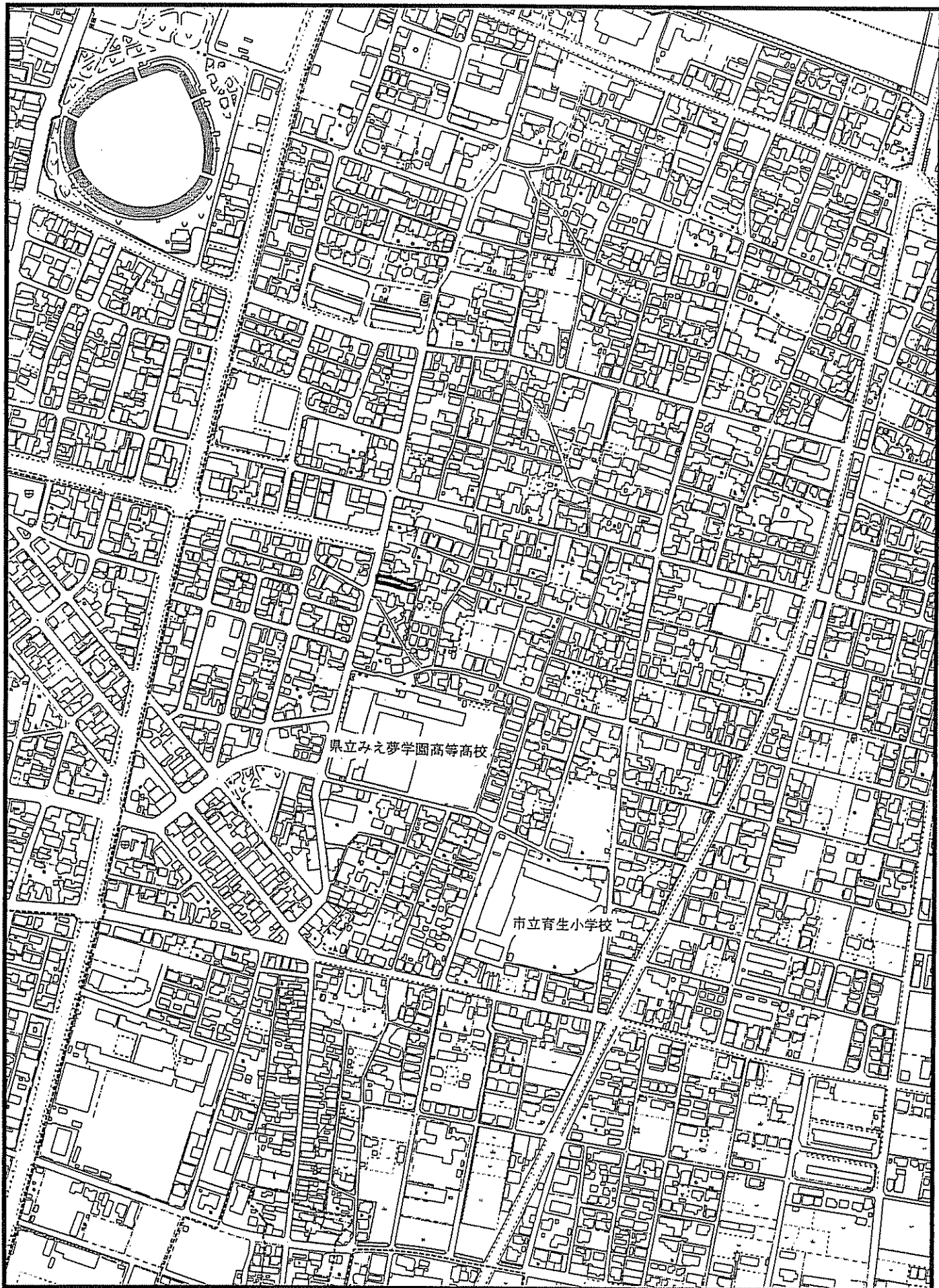


供用開始区域図

46934

47832

105



-1-

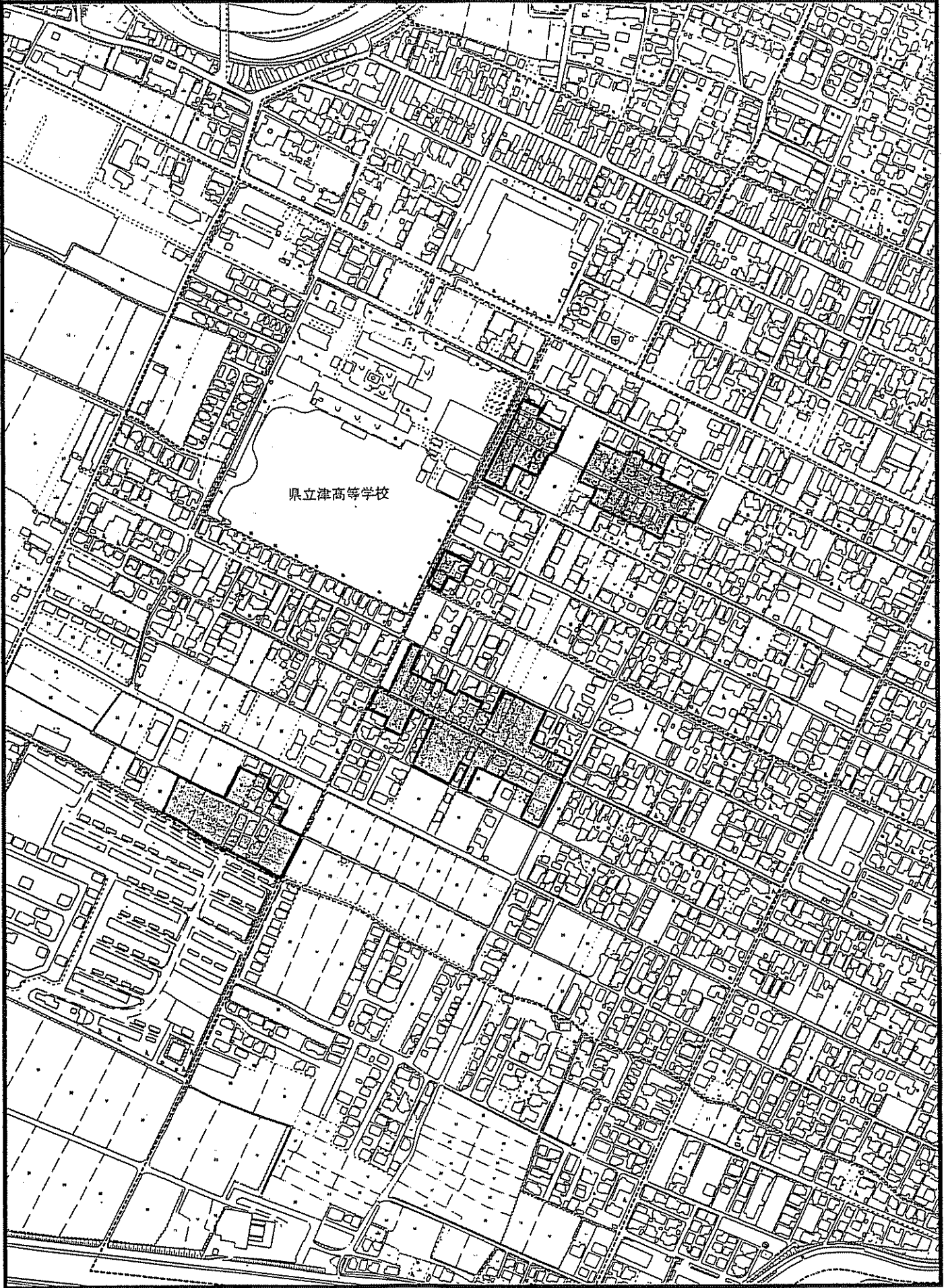
52

-14

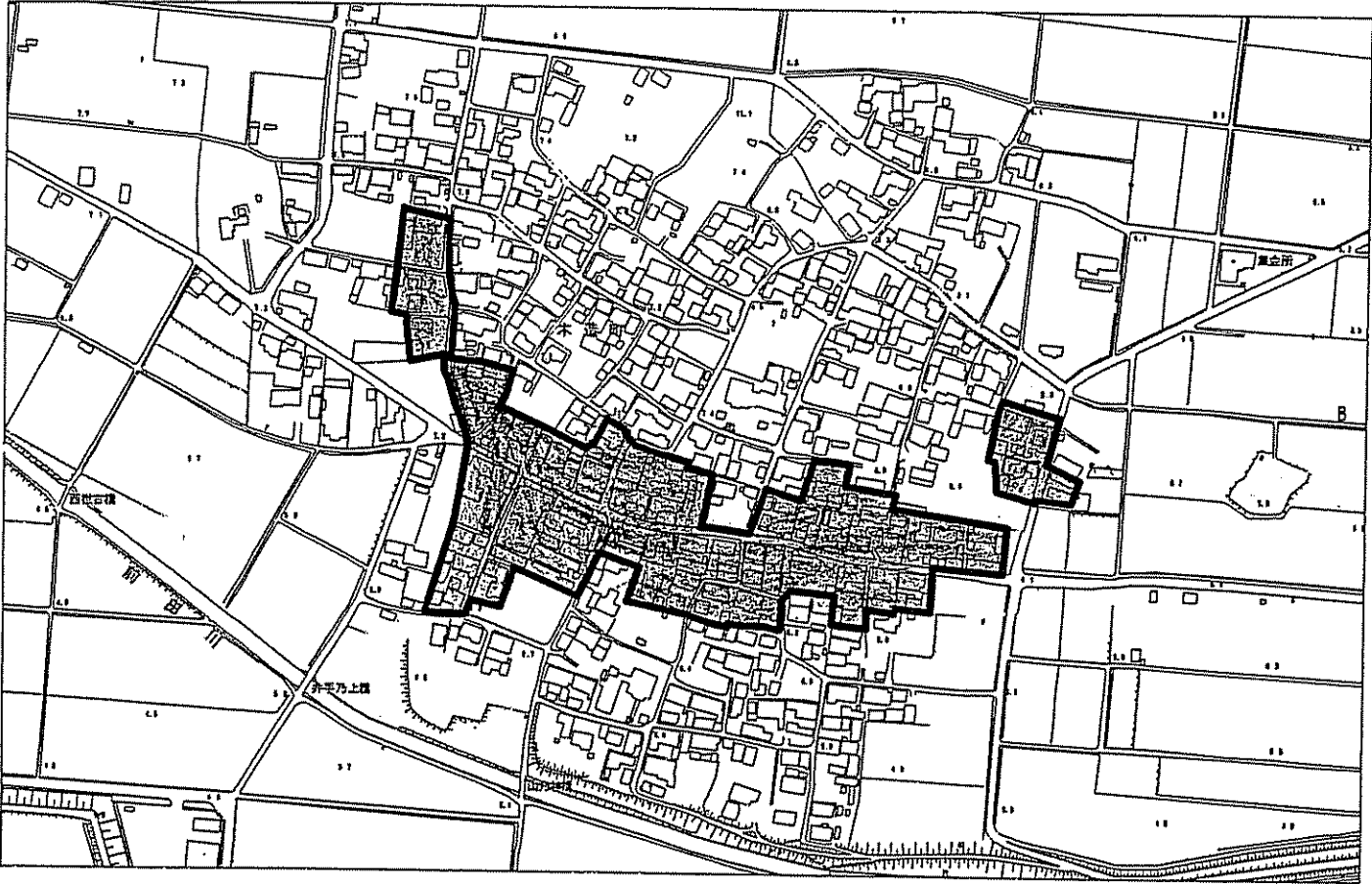
6934

7832

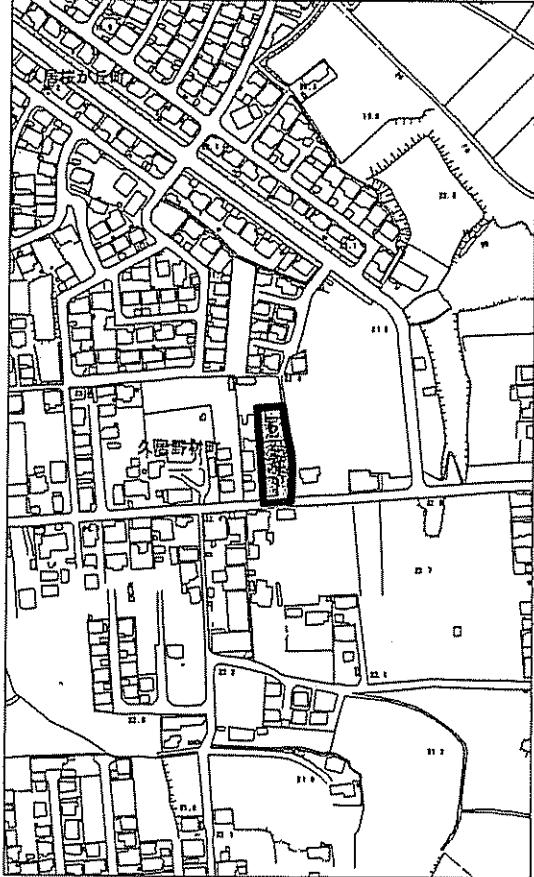
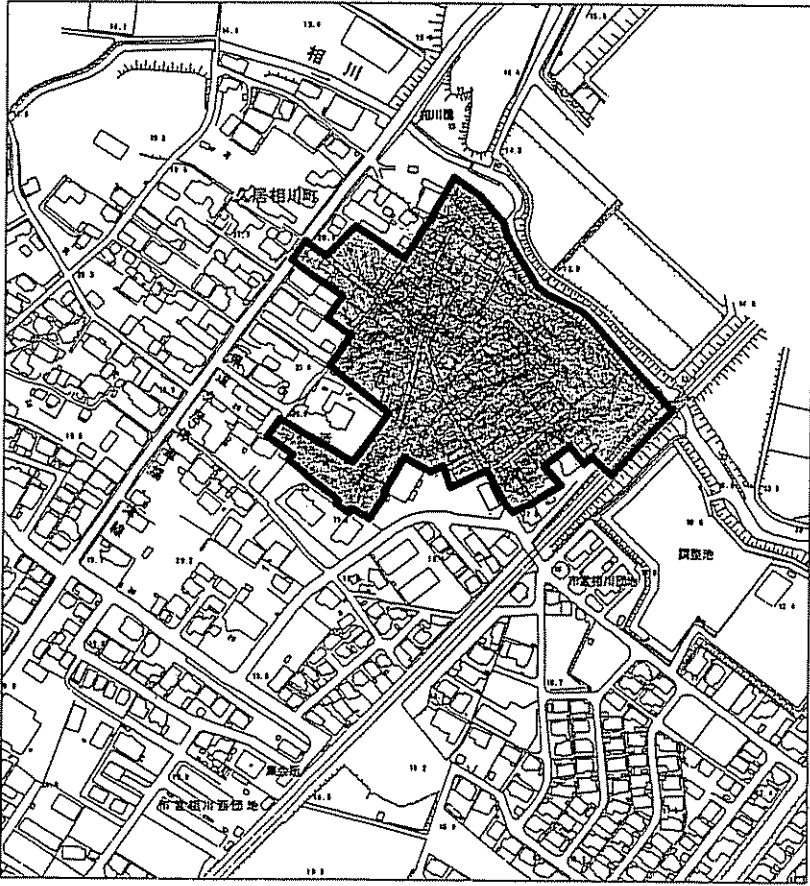
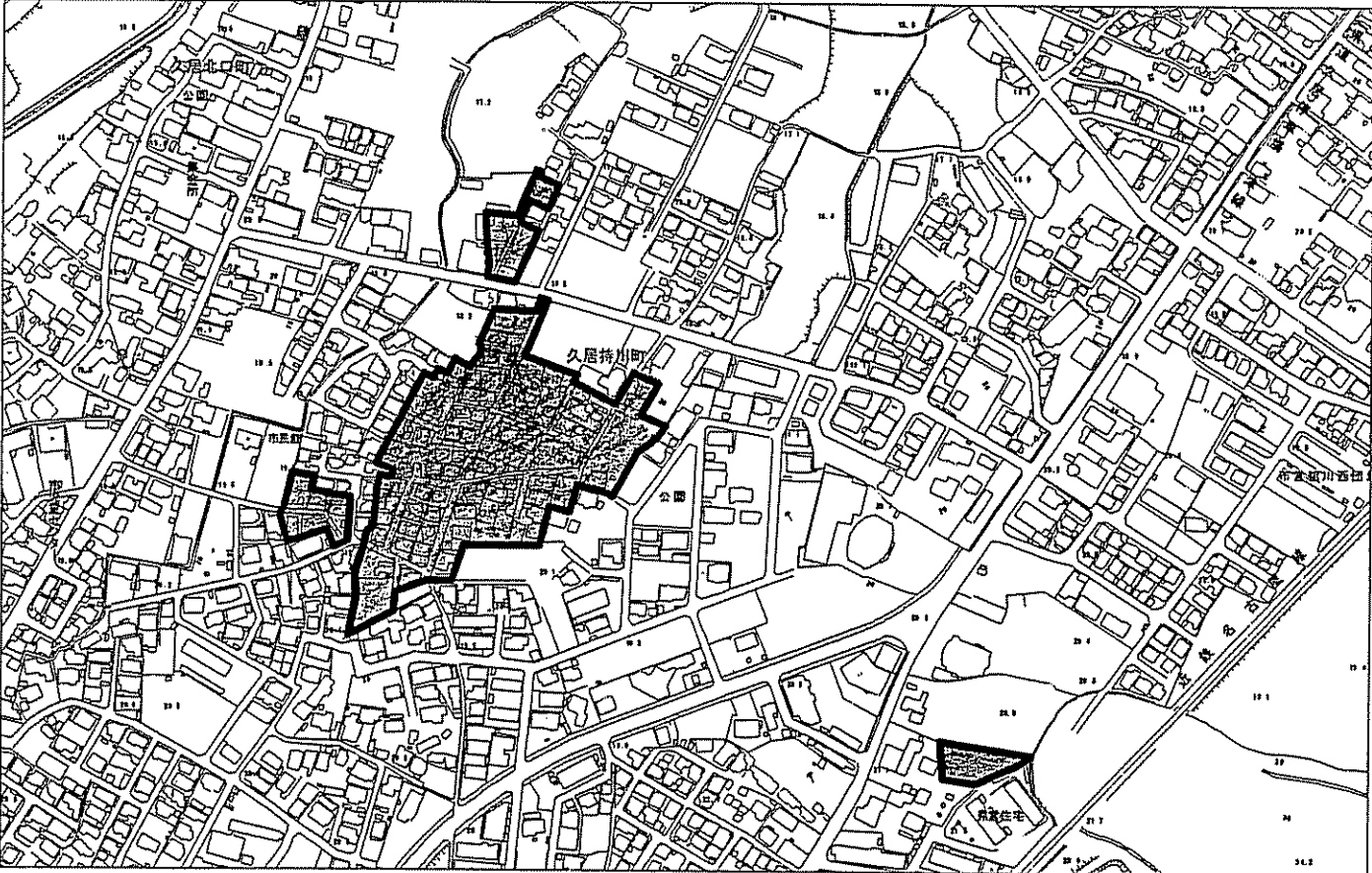
供用開始区域図



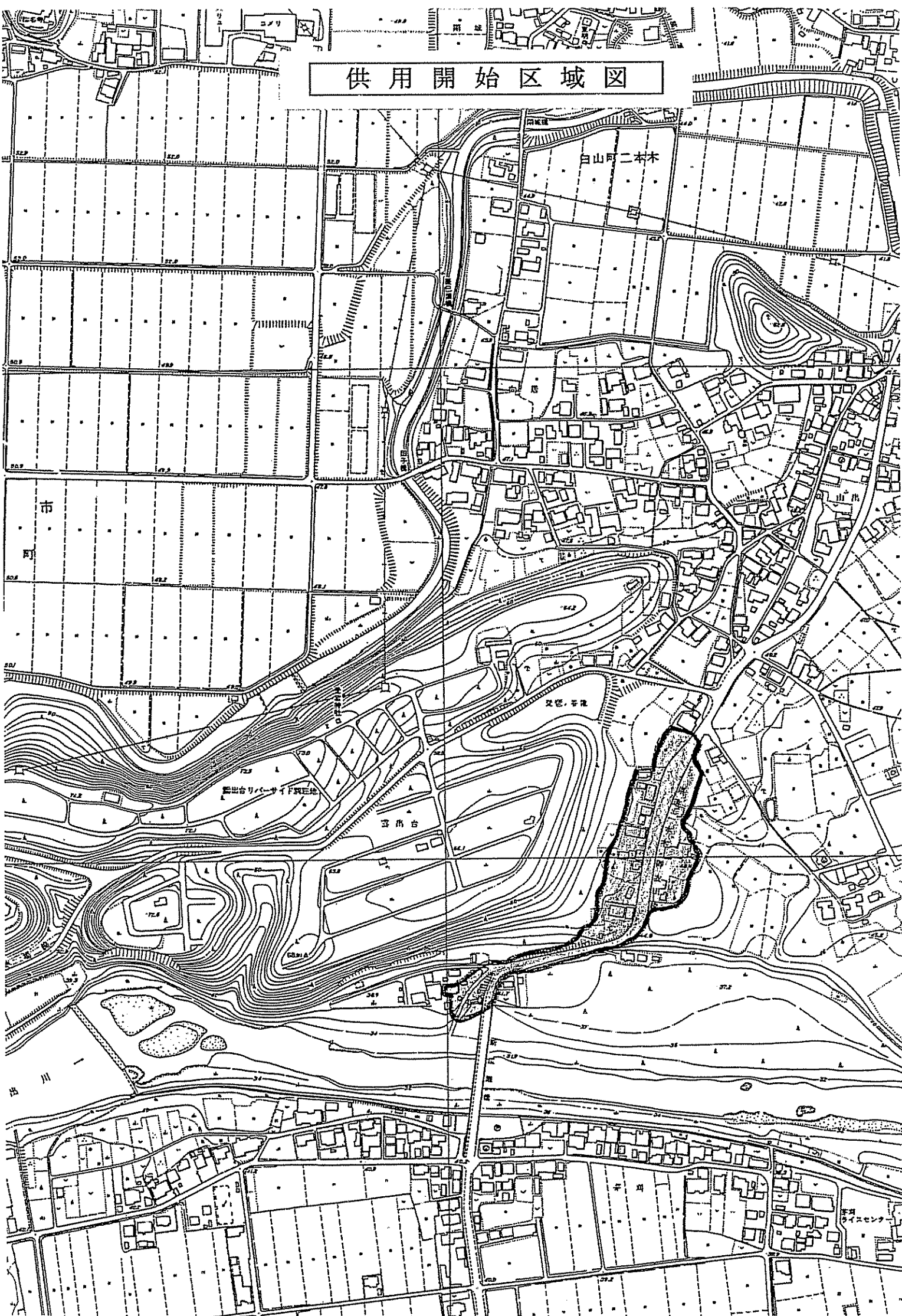
供用開始区域図



供用開始区域図



供用開始区域図



津市告示第239号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成19年8月24日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0453076	平成18年10月 1日	平成19年 7月 5日
1106273	平成18年10月 1日	平成19年 8月 1日
1117528	平成18年10月 1日	平成19年 8月16日

津市告示第240号

平成19年第3回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年8月24日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成19年8月31日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、津市森林整備計画の変更計画をたてたいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該津市森林整備計画変更計画の案を縦覧に供します。

なお、津市森林整備計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了するまでに、津市長に対し、理由を付した文章をもって、意見書を提出することができます。

平成19年8月17日

津市長 松田直久

1 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

自 平成19年8月17日

至 平成19年9月18日

津市公告第122号

地区計画等の案の作成をするため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成18年津市条例第205号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を平成19年8月20日から9月3日まで縦覧に供します。

なお、同条例第3条の規定により都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成19年8月20日

津市長 松田直久

1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- | | |
|--------|---------------------------|
| (1) 種類 | 地区計画 |
| (2) 名称 | ①桜橋三丁目地区地区計画
②上野地区地区計画 |
| (3) 位置 | ①津市桜橋三丁目地内
②津市河芸町上野地内 |
| (4) 区域 | 次のとおりとする。 |

「次のとおり」は省略し、その区域図を津市都市計画部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

2 地区計画等の原案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市公告第124号

家畜共済の事務取扱要領に基づき設置する指定獣医師について、本市が指定契約を委任した三重県農業共済組合連合会が次のとおり指定契約を締結したので公告します。

平成19年8月21日

津市長 松田直久

- 1 指定契約期間 平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
- 2 指定獣医師

指定獣医師氏名
奥田 昌広
布施多計夫
森 一司
石井 一功
野村登美夫
勝田 主税

津市公告第125号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年8月24日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 8月 22日
- 2 抑留期間 平成19年 8月 28日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市乙部	柴系	茶白	オス	中	不明	老犬 黒い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第126号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年8月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 8月 27日
- 2 抑留期間 平成19年 8月 31日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居野村町	雑種	白茶	不明	中	91日 以上	赤い首輪 ノミ取りバンド チェーン付

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年8月30日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年8月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居射場町43-3ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市小木町565-1
株式会社 大地開発
代表取締役 大南 苗伊子

津市公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年8月30日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年8月21日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字枇杷谷2797-6ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市垂水859
宮本 隆、宮本 玉美、宮本 佳典
津市垂水858
宮本 寿司

津市公告第129号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年8月31日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 8月 29日
- 2 抑留期間 平成19年 9月 4日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 愛宕町	雑種	茶	不明	中	91日 以上	負傷犬 黒い首輪 鎖付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第130号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年8月31日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 8月 30日
- 2 抑留期間 平成19年 9月 5日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 香良洲町	テリア系	白茶	オス	小	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第7号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年8月24日

津市教育委員会
委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年8月27日（月）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
平成19年度津市一般会計補正予算（第2号）＜教委所管分＞について

津市選挙管理委員会告示第108号

平成19年8月19日執行の美里中南部土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成19年8月21日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

別紙のとおり

氏名	住所	氏名	住所
澤岸 智	津市美里町五百野 278 番地	平田 政敬	津市美里町南長野 461 番地
西田 勝	津市美里町五百野 1719 番地	西谷 嘉修	津市美里町北長野 1742 番地
岸江 則男	津市美里町五百野 683 番地	岩名 茂夫	津市美里町北長野 483 番地 1
岸江 一郎	津市美里町五百野 677 番地	爪田 宏充	津市美里町家所 3621 番地 1
宮田 傳夫	津市美里町五百野 1368 番地 1	吉川 俊幸	津市美里町家所 2906 番地
前川 鴻	津市美里町五百野 1417 番地	丸山 和義	津市美里町家所 2914 番地
川北 辰治	津市美里町五百野 1452 番地	永田 弘幸	津市美里町家所 2517 番地
西山 悠夫	津市美里町足坂 550 番地	朝倉 功	津市美里町家所 2690 番地
嶋 大和	津市美里町足坂 238 番地	福山 勝	津市美里町家所 2210 番地
西口 元祥	津市美里町足坂 666 番地	村田 清	津市美里町家所 4039 番地
谷口 竜二郎	津市美里町三郷 407 番地	福山 光義	津市美里町穴倉 798 番地
丸井 明	津市美里町三郷 1340 番地	稲垣 茂	津市美里町穴倉 1272 番地 1
辻岡 光雄	津市美里町南長野 138 番地	細川 朝男	津市美里町穴倉 1428 番地
今倉 榮一	津市美里町南長野 330 番地	稲垣 忠能	津市美里町穴倉 1450 番地 1
森田 久	津市美里町南長野 569 番地	若林 隆	津市美里町穴倉 1757 番地 1
平田 克巳	津市美里町南長野 479 番地	渡邊 忠一	津市美里町穴倉 1733 番地

津市選挙管理委員会告示第109号

平成19年8月19日執行の美里中南部土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成19年8月21日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

別紙のとおり

氏名	住所	氏名	住所
澤岸 智	津市美里町五百野 278 番地	平田 政敬	津市美里町南長野 461 番地
西田 勝	津市美里町五百野 1719 番地	西谷 嘉修	津市美里町北長野 1742 番地
岸江 則男	津市美里町五百野 683 番地	岩名 茂夫	津市美里町北長野 483 番地 1
岸江 一郎	津市美里町五百野 677 番地	爪田 宏充	津市美里町家所 3621 番地 1
宮田 傳夫	津市美里町五百野 1368 番地 1	吉川 俊幸	津市美里町家所 2906 番地
前川 鴻	津市美里町五百野 1417 番地	丸山 和義	津市美里町家所 2914 番地
川北 辰治	津市美里町五百野 1452 番地	永田 弘幸	津市美里町家所 2517 番地
西山 悠夫	津市美里町足坂 550 番地	朝倉 功	津市美里町家所 2690 番地
嶋 大和	津市美里町足坂 238 番地	福山 勝	津市美里町家所 2210 番地
西口 元祥	津市美里町足坂 666 番地	村田 清	津市美里町家所 4039 番地
谷口 竜二郎	津市美里町三郷 407 番地	福山 光義	津市美里町穴倉 798 番地
丸井 明	津市美里町三郷 1340 番地	稲垣 茂	津市美里町穴倉 1272 番地 1
辻岡 光雄	津市美里町南長野 138 番地	細川 朝男	津市美里町穴倉 1428 番地
今倉 榮一	津市美里町南長野 330 番地	稲垣 忠能	津市美里町穴倉 1450 番地 1
森田 久	津市美里町南長野 569 番地	若林 隆	津市美里町穴倉 1757 番地 1
平田 克巳	津市美里町南長野 479 番地	渡邊 忠一	津市美里町穴倉 1733 番地

津市監査委員告示第7号

平成19年6月28日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行った結果（結果通知日／平成19年8月24日）は、下記のとおりであるので、これを公表する。

平成19年8月28日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成19年6月28日に受理した。

2 請求人

三重県津市 田中 守

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述及び新たに提出された証拠から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成19年7月19日（木）に聴取した。

（1）請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、津たばこ販売協同組合（以下「津たばこ組合」という。）に対し、平成18年度喫煙環境整備事業補助金（以下「本件補助金」という。）80万円を支出したが、本件補助金に公益上の必要性は認められないため、本件補助金の支出は違法な公金の支出に当たる。

（2）違法とする理由

本件補助金の支出が違法であるとする理由は、次のとおりとしている。

ア 公益上の必要性の欠如について

我が国は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（平成17

年条約第3号。以下「たばこ規制枠組条約」という。)を批准し、たばこ規制枠組条約が「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする」としている社会情勢の中、「組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としている津たばこ組合の活動に、地方公共団体が補助することに公益上の必要性(法第232条の2)があるとは認められない。

また、津たばこ組合の喫煙環境整備事業は、禁煙環境ではなく、喫煙環境を整備するものであり、喫煙を推進し、たばこの売上げの増進を図ることを目的としていることは明らかであることから、民間事業者の売上増を目的とする事業に公金から補助金を支出することに公益上の必要性を認めることはできない。

さらに、「平成18年度喫煙環境整備交付申請書」の「補助事業の目的及び効果」には「未成年喫煙防止対策の推進」が掲げられているが、たばこ販売事業者がたばこ販売に際して年齢の確認その他必要な措置を講ずべきことは、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)で義務付けられていることから、これを公費で補助する必要性はない。

イ 公金の適正な管理を怠る事実について

市町村合併前の津市、久居市、美里村、安濃町及び一志町は、それぞれ平成17年度までの毎年、津たばこ組合に補助金を支出していたが、これらの補助金もたばこ売上増を目的とする補助であると見られる。

過去の津たばこ組合の総会議案(事業報告書及び損益計算書等)を見ると、これらの市町村からの補助金合計額より補助事業に要した額の方が少ないことから、当該補助金の一部が津たばこ組合の運営費に流用されていたことになる。

このような経緯の中、津地区合併協議会(当時。以下同じ。)は、平成16年6月23日に、津たばこ組合に対する補助金について「廃止の方向で調整するもの」として確認した。

当該補助金に公益性があるのなら、このような確認はなかったのであり、平成18年1月1日の市町村合併に際し、多くの合併条件のひとつとして、当該補助金が廃止されるという前提で、市町村合併が承認されたにもかかわらず、新津市においても本件補助金が支出された。

このことは、民主主義に反し、議員及び住民の存在を無視するものであり、少なくとも、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。)第20条(委任)により、補助金

等の名称、目的、交付の対象及び補助率等を公表してからこれを支出すべきである。

これらのことから、本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったといえるものである。

ウ 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実について

本件補助金は、補助目的に応じた事業に対して補助する、いわゆる事業補助であるが、本件補助金の事業実績報告書には、補助目的に応じた事業の経費に充当されたという明細がなく、津たばこ組合通常総会における議案書（事業報告書及び損益計算書等）の内容とも相違しており、補助目的に見合うがごとく書き換えられている。

また、本件補助金は、補助対象経費と補助金額とが同額となっていることから、補助目的外の経費に使用されたことが疑われ、実地調査を行えば、補助金交付規則第9条（補助事業等の遂行）に違反している実態が明らかとなる。

このようなことから、市長は、補助金交付規則第18条に基づき職員に調査させることを怠り、その結果、本件補助金に補助金交付規則第15条に定める交付決定の取消事由があるにもかかわらず、その交付決定の取消しを怠っているものである。

(3) 市が被った損害

市は、本件補助金の支出相当額80万円の損害を被った。

(4) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、市長である松田直久及び津たばこ組合は連帯して、市が被った損害80万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるための必要な措置を講ずることを勧告するよう、請求するものである。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査の対象事項は、次のとおりとした。

- (1) 本件補助金は公益上の必要性を有するか否か。
- (2) 本件補助金に公金の適正な管理を怠る事実があるか否か。
- (3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実があるか否か。
- (4) 市が被ったとする損害の補填を求める措置請求に理由があるか否か。

2 監査対象部局

本件監査請求に関係する部局として、財務部市民税課（以下「市民税課」という。）を監査の対象とし、市民税課関係職員の陳述を聴取し、及び関係資料の提出を受けた。

3 監査対象部局の陳述

平成19年7月19日(木)に市民税課関係職員の陳述を聴取したところ、その要旨は次のとおりであった。

(1) 本件補助金の公益上の必要性について

近年の喫煙に対する社会的意識の変化に伴い、たばこの煙による健康被害の予防や公共の場所等における環境保全をはじめ、青少年の不良行為の入り口と考えられる未成年者のたばこ喫煙の未然防止を図ることは本市の重要課題である。

このような状況を踏まえ、津たばこ組合の実施する喫煙環境整備事業は、喫煙マナーの向上や未成年の喫煙を抑制する意識の高揚に向けた啓発活動をはじめ、公共の場所等における清掃美化活動などを実施するものであり、組合員の収益だけを目的としたものではなく、住民の健康維持、青少年の健全育成並びに地域の環境美化等の社会づくりを推進するものであり、よって、本件補助金は、法第232条の2に基づく公益上の必要性を有するものである。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実について

市町村合併前の各市町村による津たばこ組合に対する補助金等について、津地区合併協議会が「廃止の方向で調整するもの」としたのは、廃止の方向で津たばこ組合と協議した上、調整するという趣旨であり、当該協議において津たばこ組合は、環境整備事業を継続していく意向であったことから、本市においては、段階的・年次的に本件補助金を削減し、廃止していくとしたものである。

平成18年度は、この段階的削減期間中にあり、本件補助金は、議会の議決を得た上、補助金交付規則に基づき、これを執行したものであるので、公金の適正な管理を怠るという事実はない。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実について

津たばこ組合からは「平成18年度喫煙環境整備事業実績報告書」とその添付書類として津たばこ組合の「平成19年度通常総会議案」（以下「通常総会議案（市民税課受付分）」という。）及び津たばこ組合監事の署名押印付の喫煙環境整備事業の内容を記した書類が提出されている。

通常総会議案（市民税課受付分）の「平成18年度事業報告書」には、喫煙環境整備事業費が計上され、本件補助金を充当し、その決算額は本件

補助金の額を上回っている内容となっていたことなどから、本件補助金は使途目的に沿って適正に使用されたものと判断し、平成19年3月30日付けで本件補助金の額として80万円を確定したものであり、その事務の執行に瑕疵はない。

その後、平成19年7月4日付けで、監査委員から本件監査請求に係る通知を受けたことから、津たばこ組合に対し補助金交付規則第18条に基づく調査を開始したが、同月12日に、津たばこ組合から関係諸帳簿等の提出を受け、確認調査を実施したところ、通常総会議案（市民税課受付分）の内容と異なる「平成19年度通常総会議案」が存在することが判明した。

当該議案の事業報告書等には、本件補助金収入及び喫煙環境整備事業費が計上されていなかったことから、調査を継続していたところ、平成19年7月18日、津たばこ組合理事長の訪問を受け、本件補助金について「事務処理上の不備があり、市に迷惑をかけたので、本件補助金80万円を自主的に返納したい」旨の申出があった。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件補助金の支出等について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の支出について

津地区合併協議会は、平成16年6月23日に、市町村合併前の津市、久居市、美里村、安濃町及び一志町が、それぞれ津たばこ組合に対し、補助金又は助成金を交付（安濃町は平成16年度まで交付）していたことについて、「廃止の方向で調整する」ことを確認した。「事務事業詳細事項調整結果一覧」（6号様式）は作成されなかった。

市町村合併後、本市は、平成18年度津市一般会計予算案（総務費）において、本件補助金80万円を計上し、同予算案は、津市議会平成18年第1回定例会において可決、成立した。

市民税課は、平成18年5月11日に、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備交付申請書」の提出を受けた。

当該交付申請書には、平成18年度事業計画として、喫煙環境整備事業（喫煙環境・マナー向上対策、未成年喫煙防止対策、美化（清掃）活動等）の概要及び収支予算書が記載されていた。

市長は、当該喫煙環境整備事業を、補助金交付対象事業として、補助金額を予算（80万円）の範囲内で取り扱うこととするため、平成18年6

月15日付けで「平成18年度津たばこ販売協同組合補助金に係る取扱いについて（伺い）」を決裁（以下「本件補助金取扱決裁」という。）した。

本件補助金に関し、補助金交付規則に定めるもののほかは、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率並びにその他補助金等に関し必要な事項を定めた要綱等は定められていないが、財務部長は、本件補助金取扱決裁を受け、補助金交付規則第4条に基づき本件補助金の交付決定をするため、平成18年6月20日付けで「平成18年度津たばこ販売協同組合の補助金交付について（伺い）」を決裁し、同日付けで「補助金等交付決定通知書」（津市指令市税第357号。以下「補助金等交付決定通知書」という。）を津たばこ組合理事長あてに通知し、市民税課長は、同日付けで「支出負担行為伺書」を決裁した。

補助金等交付決定通知書には、本件補助金を、喫煙環境整備事業以外には支出しないこととする条件が付された。

市民税課は、平成18年7月4日に、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備事業補助金概算払申請書」及び「請求書」の提出を受けた。

市民税課長は、同日付けで「平成18年度喫煙環境整備事業補助金概算払について（伺い）」及び「支出命令書（概算払）」を決裁し、同月13日に本件補助金概算払額80万円が支出された。

市民税課は、平成19年3月30日付けで、津たばこ組合理事長から「平成18年度喫煙環境整備事業実績報告書」（以下「事業実績報告書」という。）及びその添付書類として通常総会議案（市民税課受付分）等の提出を受けた。

事業実績報告書には、喫煙環境整備事業を実施し、その経費に本件補助金を充当したことが記載されていた。

さらに、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等において、喫煙環境整備事業及び本件補助金に係る内容は、表1のとおりであった。

【表1】

事業報告書	1 収入の部 事業収入に「喫煙環境対策補助金」（80万円）、「販売手数料」、「業務受託手数料」等が計上されている。
	2 費用の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」（約119万円）、「販売促進費」、「受託業務費」等が計上されている。

損益計算書	<p>1 利益の部 事業収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）等が計上されている。</p> <p>2 損失の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」（約１１９万円）等が計上されている。</p>
-------	--

財務部長は、事業実績報告書等について、補助金交付規則第１３条に基づき、本件補助金の交付すべき額を８０万円と確定するため、平成１９年３月３０日付けで「平成１８年度津たばこ販売協同組合への補助金額の確定について（伺い）」を決裁し、同日付けで「補助金等交付確定通知書」（津市指令市税第１７９５号）を津たばこ組合理事長あてに通知した。

(2) 津たばこ組合の平成１８年度事業実績について

請求人は、本件監査請求に係る新たな証拠として、津たばこ組合の「平成１９年度通常総会議案」の事業報告書等の写しを提出した。

その内容は、平成１９年５月１７日に開催された津たばこ組合通常総会で正式に可決・承認された「平成１９年度通常総会議案」（以下「通常総会議案（原本）」という。）の内容と相違ないことを確認した。

通常総会議案（原本）の事業報告書等において、喫煙環境整備事業及び本件補助金に係る内容は、表２のとおりであった。

【表２】

事業報告書	<p>1 収入の部 事業収入・事業外収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）の計上がなく、「販売手数料」、「業務委託事業収入」等が計上されている。</p> <p>2 費用の部 事業費に「喫煙環境整備事業費」の計上がなく、「販売促進費」、「業務委託事業費」等が計上されている。</p>
損益計算書	<p>1 利益の部 (1) 事業収入・事業外収入に「喫煙環境対策補助金」（８０万円）の計上がなく、「販売手数料」、「業務委託事業収入」等が計上されている。 (2) 事業収入・事業外収入のほか、一般収入として「賦課金」、「賛助金」（８０万円）が計上されている。</p> <p>2 損失の部</p>

	<p>(1) 事業費に「喫煙環境整備事業費」の計上がなく、「販売促進費」、「業務委託事業費」等が計上されている。</p> <p>(2) 事業費以外の会議費、一般管理費等が計上され、その財源に一般収入の「賦課金」、「賛助金」等が充てられたよう計上されている。</p>
--	--

2 結論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述及び新たに提出された証拠のほか、監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料等を総合的に監査したところ、以下のとおり判断した。

(1) 本件補助金の公益上の必要性に係る主張について

「本件補助金に公益上の必要性はない」とする主張は、認めることができないと判断した。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実に係る主張について

「本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったものである」とする主張は、認めることができないと判断した。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実に係る主張について

「市長は、本件補助金の調査を怠っている」とする主張は、認めることができないと判断した。

「市長は、本件補助金の交付決定の取消しを怠っている」とする主張は、津たばこ組合は、本件補助金相当額を返還する旨申出し、市長はこれを承諾したことから、理由を失ったものと判断した。

(4) 市が被ったとする損害の補填を求める措置請求について

「市が被った損害80万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるよう勧告せよ」と求める措置請求については、理由を認めることができないと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 本件補助金の公益上の必要性に係る主張について

請求人は、まず、「たばこ規制枠組条約が、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的としている社会情勢の中、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする津たばこ組合の活動を補助することに、法第232条の2が定める公益上の必要性があるとは認められない」と主張する。

たばこ規制枠組条約は、たばこの消費等による健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的として、平成17年2月27日

に発効し、日本国を含めその締約国は、公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護のための効果的な措置、たばこの広告、販売促進等の包括的な禁止又は制限、未成年者に対するたばこ販売を禁止するための効果的な措置の実施等の義務を負うものである。

一方、本件補助金は「税収入の安定的確保を目指しながら、喫煙マナーの向上、未成年者の喫煙防止といった喫煙に関する環境整備が公益上必要」（本件補助金取扱決裁）であるという判断によるものであるが、このことについて市民税課は、市たばこ税収入の安定的確保は必要であるとしつつ、本件補助金は、公共の場所等における受動喫煙の防止や未成年者の喫煙による健康被害の防止を図ることを目的に、歩行喫煙や未成年喫煙の防止啓発活動などの喫煙環境整備事業の経費の一部を補助する趣旨であると説明している。

このような本件補助金の目的及び趣旨は、たばこ規制枠組条約第4条第1項（たばこの煙にさらされることから保護するため、適当な段階の政府において効果的な行政上の措置等が考慮されるべきであるとする）、第16条（未成年者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な行政上の措置等を実施すること）のほか、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条（受動喫煙の防止）及び同法第8条第2項に基づき定められた「津市健康づくり計画」（以下「健康づくり計画」という。）に係る、たばこによる健康被害への取組の趣旨に即したもので、補助の合理性及び公益性を欠くものではない。

さらに、本件補助金取扱決裁に「税収入の安定的確保を目指し」とあることについて、請求人は「喫煙環境整備事業は、たばこの売上げの増進を図ることを目的としており、民間事業者の売上増を目的とする事業に公金から補助金を支出することに公益性を認めることはできない」と主張しているが、平成18年度の市たばこ税収入は、約16億3,775万円にのぼっており、これを財源の1つとして、健康づくり計画に基づく受動喫煙の防止、未成年者の喫煙防止等の健康増進に係る様々な施策も進められていることから、本件補助金の趣旨として、間接的な意味で税収入の安定的確保を目指すことに不合理性はなく、かつ、公益性を損なうこともないと認められる。

また、津たばこ組合は、請求人が主張するように、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に定める事業協同組合で、たばこ販売事業者である組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るこ

とを目的（津たばこ組合定款第1条）としているものであるが、補助金の交付対象事業を実施する主体の設立目的がそうであるからといって当該補助事業の公益性が否定されるものではなく、当該補助事業実施主体としての津たばこ組合への本件補助金の公益性は容認され得るものである。

さらに、喫煙環境整備事業の1つとしての「未成年喫煙防止対策の推進」について、請求人は「たばこ販売事業者がたばこ販売に際して年齢の確認その他必要な措置を講ずべきことは、未成年者喫煙禁止法で義務付けられていることから、これを公費で補助する必要性はない」とも主張するが、未成年喫煙防止対策の推進は、同法に基づく未成年の喫煙による健康被害を防止するなどの公益目的に沿ったものであることから、この公益目的実現のため、当該事業者に限定的な範囲で財政的援助を行うのであれば、主張される必要性がないと断じることはできない。

(2) 公金の適正な管理を怠る事実に係る主張について

請求人は「津たばこ組合への補助金等が廃止されるという前提で、市町村合併が承認されたにもかかわらず、新津市において本件補助金が支出されたことは、民主主義に反し、議員及び住民の存在を無視するもので、少なくとも補助金交付規則により、補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率等を公表してからこれを支出すべきであって、本件補助金の支出は、公金の適正な管理を怠ったものである」旨主張する。

津地区合併協議会は、津たばこ組合に対する補助金等を「廃止の方向で調整するもの」であることを確認しており、この確認の内容は、当該補助金等は新津市に引き継がないことを確認したものと解されるが、これを新市において、「段階的・年次的に廃止していく」（市民税課）としたことについては、「事務事業詳細事項調整結果一覧」が作成されていなかった以上、具体的に確認することは困難である。

こうした中、新市にあって、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の社会的・経済的事情をはじめ、各種の行政施策のあり方など諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断のもとに、補助の要否を決定する一定の裁量権が認められているものと解される以上、合併協議の結果が、本件補助金に係る市長の裁量権まで拘束すると解することは適当ではない。

さらに、先に見たように、本件補助金に公益上の必要性が認められ、市長の裁量権の逸脱又は濫用があったと断じるような不合理な事由を認めることができない上、本件補助金は、平成18年度津市一般会計予算案に「津たばこ販売協同組合補助金予算額800千円」（当初予算書説明資料）が計上され、同予算案が津市議会の議決を得、本件補助金が支出されたもので

あることから、本件補助金は、民主的正当性を備えたもので、市長に公金の適正な管理を怠る事実はないと判断する。

(3) 本件補助金の調査及び交付決定の取消しを怠る事実に係る主張について

請求人は「本件補助金は、補助目的外の経費に使用されたことが疑われ、実地調査を行えば、補助金交付規則第9条に違反している実態が明らかとなる」と主張する。

市民税課は、本件監査請求がなされたことにより、補助金交付規則第18条に基づく調査を実施し、その結果については、「本件補助金の支出が、他の事業に係る支出と区分して経理されていなかったことから、本件補助金の使途を正確に把握することはできなかった」としているが、先に見た事実によると、津たばこ組合が市民税課に提出した事業実績報告書に添付された通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等の内容は、津たばこ組合の平成19年度通常総会で正式に可決・承認された通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容と異なるものであったことから、まず、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容に照らし、検証した。

通常総会議案（原本）の事業報告書に計上される、喫煙環境整備事業に係る経費を含むべき事業費の財源は、事業収入と事業外収入が充てられているが、これらの収入の内訳を見ると、本件補助金の収入が計上されておらず、本件補助金以外の「販売手数料」（決算額約21万円）、東海たばこ販売協同組合連合会からの「業務委託事業収入」（同約102万円）等が計上されている（前記表2参照）。

一方、損益計算書（利益の部）を見ると、事業費の財源となる事業収入・事業外収入のほか、一般収入として「賦課金」（同約409万円）及び「賛助金」（同80万円）の収入が計上（同表参照）され、これら一般収入は、事業費に計上される経費以外の「会議費」（同約22万円）若しくは「一般管理費」（同約396万円）等の財源に充てられたよう記載されており、これを見る限りにおいて、本件補助金は喫煙環境整備事業に係る経費の財源に充てられたと認めることはできない。

そこで、法第199条第8項に基づき、平成19年8月16日（木）に、津たばこ組合理事長らの陳述を聴取するとともに、関係諸帳簿の提出を受けてその内容を確認した。

理事長らは、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容について、「賛助金」の80万円が本件補助金であることを認める一方で、「本件補助金は、喫煙環境整備事業の経費に充てており、通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容が当該事業の経費に充てたようになっていないのは、経理事務

処理におけるミスである」とし、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等については、「通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容の誤りを訂正するために、今後の参考例として作成したものである」とした上、これを市民税課に提出したことについては、「故意ではなく、うっかり提出してしまった」と陳述した。

関係諸帳簿を確認したところ、喫煙環境整備事業に係る経費は総額で約 86 万円支出されていたものの、本件補助金に係る経費の支出と業務委託事業収入等本件補助金以外の収入に係る経費の支出と区分してこれを経理していなかったことから、本件補助金の使途を明確に確認することはできなかったが、津たばこ組合理事長は、津たばこ組合理事会の決定を受けて、平成 19 年 8 月 20 日付けで、市長に対し、「本件補助金は適正に使用したものの、経理事務処理の誤りとはいえ、住民監査請求がなされるに至ったことは、組合として遺憾であり、その意を表すため、本件補助金相当額 80 万円を、平成 19 年 8 月末日までに返還する」旨の申出を書面で提出し、市長は、同月 22 日付けでこの申出を承諾する旨書面で通知した。

市長の承諾により、津たばこ組合は事実上、平成 19 年 8 月末日までに本件補助金相当額を本市に納入する義務を負い、本件補助金相当額が本市に返還されることになることから、仮に請求人が主張する「本件補助金は、補助目的外の経費に使用された」とする事実があったとしても、市長に本件補助金の交付決定の取消しを怠る事実があるとする主張は、理由を失ったものと判断した。

本件補助金の調査を怠る事実については、先に見たように、通常総会議案（市民税課受付分）の事業報告書等の内容は、喫煙環境整備事業の財源に本件補助金が充てられたように記載（前記表 1 参照）されており、財務部長及び市民税課長が、本件補助金額の確定及び精算を専決するに当たり、提出された事業報告書等を、事業実績を正しく表したものであると信じたとしてもやむを得ないと言うべきである。

このような経過から、専決権に基づく本件補助金の支出について、専決権者に瑕疵はなく、また、市長に補助金交付規則第 18 条に基づく調査に係る指揮監督上の義務違反があることも認められない。

（４）市が被ったとする損害の補填を求める措置請求について

「市が被った損害 80 万円を補填し、及びこれに対する民法所定の利息を支払わせるよう勧告せよ」と求める措置請求は、本件補助金に公益上の必要性が認められることに加え、本件補助金の使途は明確に確認することができなかったものの、喫煙環境整備事業を実施していることが認められ、

さらに、津たばこ組合は、本件補助金に係る経理事務処理の誤りに遺憾の意を表して、本件補助金相当額80万円を本市に返還する旨申し出、市長はこれを承諾したことから、請求人の措置請求については、理由を認めることができないと判断した。

第4 意見

本件監査請求について監査の結果、市長に対し、次のとおり意見を提出する。

補助金等は、税金等の貴重な財源で賄われるものであることから、その使用については、法令及び補助金交付規則等に従い、効果的かつ効率的に使用されることはもとより、その透明性が確保されなければならない。

監査の結果は、本件補助金について、津たばこ組合がその相当額を返還することとなったが、本件補助金の使用に当たっての不透明さを浮彫りにしたと言わざるを得ず、住民が本市の補助行政に対し不信感を抱くおそれが懸念される。

特に通常総会議案（原本）の事業報告書等の内容と異なる事業報告書等が事業実績報告書の添付書類として提出された経緯等について、津たばこ組合理事長らは「うっかり提出してしまった」と陳述したが、このことは、本件補助金が公金であることの認識が希薄であり、非常に遺憾であると言わざるを得ない。

津たばこ組合に対しては、平成19年度においても喫煙環境整備事業に係る補助金が既に60万円（概算払）支出されていることから、津たばこ組合が、当該補助金の使用について、他の事業の経理と分別して経理するなど、その使途の透明性が確保できるよう助言・指導の徹底を図るとともに、補助金交付額の確定に際し、厳密にこれを審査されたい。

以上

監 査 公 表

津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年8月28日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日及び監査対象部局

監査実施年月日	監 査 対 象 部 局
平成19年 5月 8日	市長公室 秘書課、政策課、法務室、行政経営課、人事課、検査課 固定資産評価審査委員会 総務部 総務課、地域振興室、広報広聴課、情報企画課 公平委員会
平成19年 5月 10日	環境部 環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、河芸美化センター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず
平成19年 5月 15日	財務部 財政課、契約財産課、市民税課、資産税課、収税課 市民部

<p>平成 19 年 5 月 17 日</p>	<p>市民交流課、市民課、人権課、地域調整室・中央市民館、男女共同参画室、津リージョンプラザ、アストプラザ</p> <p>健康福祉部</p> <p>福祉管理課、こども家庭課、高齢・障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター</p> <p>商工観光部</p> <p>商工労政課、中心市街地活性化室、企業立地課、観光振興課</p>
<p>平成 19 年 5 月 21 日</p>	<p>農林水産部</p> <p>農林水産課、農業共済室、水産振興室、林業振興室、農業基盤整備課</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>都市計画部</p> <p>都市管理課、都市計画課、開発指導室、津駅前北部土地区画整理事務所、公園緑地課、建築指導課、久居工事事務所</p>

第 2 監査対象年度

平成 18 年度（以下「当年度」という。）

第 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、部課長等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

なお、西部クリーンセンター及び白銀環境清掃センターについては、現地に出向き実施した。

第 4 監査の着眼点

監査に当たっては、主として以下の点に着眼し、実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

- 2 会計処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは適切に行われているか。
- 4 財産の管理は適切に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は適切に行われているか。
- 6 事務処理は効率的かつ効果的に行われているか。
- 7 事務処理は法令等の規定に基づき適正に行われているか。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、全般的には事務処理、財政運営とも適切に実施されていたが、一部において後述するように事務処理の不備等が見受けられたので、速やかに対処するよう指導した。また、監査時に見られた修正が望まれる軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各部課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

なお、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては「指導事項」に、今後、事務処理等の適正化・効率化を図るための検討を求めるものなどについては「所見」に記載した。

■市長公室

秘書課

当課では、市長、副市長の業務日程調整及び渉外業務のほか、表彰栄典、後援名義の使用許可、市長賞の交付、市長会に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度の後援名義の使用許可件数は51件、市長賞の交付件数は24件となっている。

また、交際費については、内容が十分精査され、支出の抑制に努められている。

平成19年4月からは午前中の15分間、「アジェンダ15」と銘打って、市長及び両副市長と部長級職員（日替わりにより1人）の4人により、市

政に関する情報の共有を図ることを目的に、定期的に協議が行われているが、日常業務における成果の発揮に期待したい。

なお、平成19年4月に発生した長崎市長射殺事件での殺害動機は、行政への不当要求に端を発しているとの報道があり、本市においても、こうした事件を事例として、情報収集、関係機関への連絡・相談などにより危機管理に努められたい。

政策課

当課では、総合計画の策定、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに係る調整、自治の基本に係る条例に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

平成19年3月28日から同月29日まで、広島県尾道市へ職員1名が出張した際、出張命令簿に記載漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。

(2) 所見

総合計画策定業務については、3万人以上の市民参加を目標に、アンケート調査の実施をはじめ、動く市長室や地域審議会委員によるまちづくり研修会、まちづくりフォーラムの開催などを通じ、市民との協働により、平成19年度末の策定に向けて取り組まれている。

合併後の行財政環境は大変厳しいものがあると認識されるが、健全な財政運営のもとに多様化する市民ニーズに応え、かつ、新市の将来が展望できる計画として策定されるよう期待するところである。

法務室

当室では、例規及び重要な契約書等の審査、訴訟事件等に対する指導助言及び津市行政手続条例に係る総括のほか、津市固定資産評価審査委員会に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成19年5月8日現在係争中の訴訟事件数は8件（民事事件5件、行政事件3件）で、当年度当初の事件数から5件減少しているが、訴訟事件のうち、市営住宅の家賃滞納に伴う建物明渡等請求に係る事件等については、同室及び本市顧問弁護士の指導助言のもと、所管課職員が訟務を担当し、勝訴の確定判決を得るなど一定の成果が挙げられている。

地方自治法施行令第171条の2の規定に基づく執るべき措置が各部局

においてもより積極的に講じられることを期待するものであるが、その一方で、当年度中に本市を被告として提起された訴訟が2件、調停申立てが2件あったことから、係争事件となるおそれのある事件の把握と関係部課への指導助言により一層努められたい。

なお、各部課における要綱等の制定状況について調査された結果、平成19年4月1日現在、制定本数は369本（廃止要綱等を除く。）を数えているが、同室の審査を経ていない要綱等も多いことから、今後の改正時には、同室が審査の上、必要な助言指導に努められたい。

行政経営課

当課では、行財政改革等の推進、行政組織及び事務分掌の見直し、組織の活性化並びに地方分権の推進に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成19年3月に策定された津市行財政改革大綱及び津市行財政改革前期実施計画（集中改革プラン）に基づき、全庁的な進行管理のもと、着実に健全な行財政運営による効率的で効果的な行政の執行が可能となるよう、行財政改革を推進されることが望まれる。

同集中改革プランでは165項目の改革に取り組まれることとなっているが、特に行政経営システムの構築と併せ、行財政改革の主体となる職員の意識改革、意思統一が十分図られるよう期待するものである。

また、行財政改革を機構面から推進するため、平成20年4月に組織改編が見込まれているが、実施にあたっては全庁的な連携が図られ、職員が意欲的に職務に専念できる行政組織となるよう取り組まれたい。

人事課

当課では、職員の定数及び配置、服務、研修、福利厚生、給与に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は、月平均14.3時間（本庁勤務職員24.0時間）となっているが、4月の18.6時間（同勤務職員41.3時間）をピークに縮減されてきている。ただし、一部部局等においては恒常的な時間外勤務が見受けられることから、適正な人員配置

と併せ、人事給与ネットワークシステムの導入等による事務の効率化、簡素化を図り、給与の現状も踏まえた人件費の適正化に速やかに取組まれるほか、更なる時間外勤務の縮減を実現されるとともに、職員のより一層適正な健康管理に努められたい。

不当要求行為については、平成18年7月1日の「津市職員に対する不当要求行為等の防止に関する要綱」の制定以降、当年度末で9件発生していることから、同要綱に基づく対応マニュアルを早期に作成し、不当要求行為に対して全職員が適切に対応できるよう配慮されたい。

職員の福利厚生を増進を図るため、津市職員共済組合に対し職員福利厚生事業補助金を助成しているが、同事業のあり方を検討の上、同補助金がより有効利用されるよう取組まれたい。

検査課

当課では、工事等の検査、工事の手直しに係る命令及び指示、設計積算システムの管理及び運用に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度は、完成検査358件を含め計413件の工事検査が実施されているが、この他にも大規模工事を中心に、現場パトロールも61件実施されている。

工事検査は例年、年度末に集中（当年度は413件中175件が3月実施）するため、兼務検査員の応援により対応されているところであるが、工事の年度内平準化が図られるよう事業課の協力が得られ、効率的に工事検査が実施されることを望むものである。

また、当年度の低得点工事（工事成績評点70点未満）の割合は17パーセント（全工事358件中61件）であるが、建設工事の施工技術向上と品質確保を図るため、今後においても、研修会等を通じ、本市監督員及びこれら事業者への指導強化に努められたい。

■固定資産評価審査委員会

当委員会は、固定資産課税台帳に登録された評価額に関する不服審査を行う執行機関（6人の委員で構成）であり、法務室が当委員会の開催等に関する事務を処理している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度は、固定資産の評価替え（3年間の資産評価の変動を評価に反映させる作業）が行われたが、その審査申出件数は3件で、このうち2件が棄却され、1件は却下となった。この間、当委員会は7回開催されているが、今後ともその役割の十分な発揮を望むものである。

■総務部

総務課

当課では、議会との調整、文書管理、情報公開、個人情報保護、住居表示、統計、市史編さんに関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

文書管理については、統合型文書管理システムの構築に向け、全庁的な文書事務の分析・把握に努められているところである。平成19年度には、文書情報のデータベース化や一部の内部事務について電子化が図られる予定であるが、今後とも、更なる事務処理の迅速化・効率化を図られ、併せてシステムの導入効果について検証されたい。

また、市史編さんは専門的な知識を要する業務であり、かつ、合併前の旧市町村における市町村史は、編さん時期や資料の整備状況等が異なることから、大変困難な作業であるが、今後、関係部局との連携を図り、できるだけ速やかに編さん方針の構築に取り組みれるとともに、広く関係資料の収集及び整理、目録等の整備が行われるよう期待するものである。

地域振興室

当室では、地域活動の振興事業に係る企画及び調整、地域審議会との連絡調整及び総括に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

地域活動振興のための各種補助事業について、平成19年2月26日付の定期監査等結果報告において各総合支所共通事項として「事業の趣旨及び目的を精査し、本市の地域振興施策の統一的な方向性を検討するよう」所見を述べたところであるが、同室では、各事業を検証し、関係部局との

協議の結果、各地域との連携など共同開催による再編や事業別予算として整理を行い、これを平成19年度予算に反映させている。

今後は、津市行財政改革大綱を踏まえ、更に地域活動振興事業を精査しつつ、地域振興施策の適切な実施に努められたい。

なお、本市ほか6市町で構成する三重県ふるさと振興協議会負担金（本市の当年度負担金は約21万円）の平成17年度決算では、歳出執行率が44パーセントにも満たず、約192万円もの剰余金が生じていることから、同協議会の事業の実態に応じた負担のあり方を検討されたい。

広報広聴課

当課では、広報津及び市勢要覧の発行、津市ホームページによる情報提供、ケーブルテレビでの行政情報番組の制作及び放映、テレビやFMラジオを活用した市事業の紹介等の広報事業のほか、市長対話や市政モニター制度、市民の声の受付などによる広聴事業を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

広報事業については、紙面や電子メディアなど様々な情報伝達手段が活用されているが、これまでの成果も踏まえつつ、改めてそれぞれの費用対効果を検証し、より効率的な予算の執行に努められるとともに、広報手段のツールとして、より多くの市民の関心が向けられる、魅力ある充実した内容となるよう取り組まれたい。

広聴事業については、動く市長室（市長対話）として、これまで津市自治会連合会各支部をはじめ商工会議所や商工会、障がい者団体、女性団体などとの直接対話を行い、それぞれ意見、提言を聴取されているが、今後とも広く市民からの意見聴取に努め、市政運営に活用されたい。

また、当年度は広聴事業の一環となる市政モニターを29人（地域推薦10人、公募19人）に委嘱していたが、平成19年度においては、市政モニターへの応募者が16人（地域推薦10人、公募6人）に減り、合併時と比較して市政への関心が薄らいでいることも懸念されるため、広報事業との連携を図り、モニター活動に対し市民の理解と関心を求めながら、より多くの市民自らがモニターとして市政に参加いただけるよう、意識の高揚、啓発に努められたい。

情報企画課

当課では、地域情報化、電子自治体の構築、情報通信基盤の整備、地域情

報センターの管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

情報化推進事業として、平成18年10月に津市電子自治体構築計画を策定されているが、今後、同計画に定める電子申請システム、GIS（地理情報システム）、統合型文書管理システム、電子入札システムの導入にあたっては、庁内各課との十分な調整を図り、円滑な実現に努められたい。

情報漏えい等へのセキュリティ対策については、全国的にも業務情報に係る情報流出事件が頻発しているが、平成18年2月に作成された情報セキュリティポリシーのもとに、情報セキュリティ対策実施手順の早期運用を図り、本市が管理する情報資産の機密性、安全性が確保できるよう適切に措置されたい。

旧一志町及び旧美杉村から継承したケーブルテレビ事業については、地上デジタル放送の完全実施と合わせ平成23年7月までに民間事業者に譲渡するとされているが、地域住民への周知、関係事業者との調整が円滑に行われるよう計画的な業務の実施を図られたい。

津市地域情報センターについては、当年度6,398人と安定的な利用が図られているが、当センターの管理運営実態を踏まえ費用対効果等を考慮しつつ、指定管理者制度への移行を含めた見直しを検討されたい。

■公平委員会

当委員会は、地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するために設置され、職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決などを行い、総務課がその開催等に関する事務を処理している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度においては、勤務条件に関する措置の要求などがなかったことから、委員会は開催されていないが、今後も開催に備え、適正な審査・裁決を補助できるよう各種事務研修会に参加されるなど、必要な情報、能力の習得により不断に資質の向上に努められたい。

■環境部

環境政策課

当課では、環境政策の企画及び推進、環境基本計画の策定・運用、環境との共生の推進、ごみの再生利用及び廃棄物に係る環境パトロールのほか、一般廃棄物処理施設等の維持管理の総括に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

本市のごみ焼却施設及びし尿等処理施設から排出される焼却残渣の処理は、(財)三重県環境保全事業団に委託し、同事業団が設置する三重県廃棄物処理センターにおいて熔融処理を行っているが、当該委託料は、平成14年度同処理センター開設当初に1トン当たり2万1,000円(消費税込み。以下本所見において同じ。)であったのが、平成19年度には3万6,750円(基本料金)に値上げされている。

この委託料の値上げは、燃料価格の高騰等の要因から処理費用が増高し、同事業団に損失が生じているためであるが、三重県においても、同事業団に財政的援助をするなど経営健全化に向けた取組がされており、今後も、同事業団の一層の経営健全化と同処理センターにおける処理経費の削減を積極的に促進されるよう望むものである。

本市は当年度、津市衛生中継所連絡協議会負担金を120万円支出しているが、同中継所は、平成19年1月31日に閉鎖されたことにより、平成19年度予算では60万円に減額されている。今後、同協議会では同中継所の跡地利用に係る協議等も必要であるとされているが、このことを踏まえた適切な負担のあり方について検討されたい。

一般廃棄物(し尿)処理事業に係る補助金は、当年度、対象団体に対し、約3,554万円(概算払額)が支出されているが、交付目的や交付効果などを踏まえ、当該補助金が効率的に運用されるよう対象団体の指導を望むものである。

新最終処分場建設推進課

当課では、新最終処分場建設推進に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

新最終処分場については、現在稼働中の白銀環境清掃センター第2期埋立処分場の埋立期間の延長が、地元自治会との覚書により、平成22年3月31日を限度としていることから、その建設が急務とされている。

当年度は、循環型社会の構築を目指す本市にふさわしい新最終処分場の処理方式の検討業務が委託され、学識経験者による検討委員会から意見書が提出されている。

平成19年度においては、新最終処分場整備構想等検討調査の業務委託及び新最終処分場整備構想等検討委員会の設置が行われ、さらに詳細かつ具体的に調査、検討を進めるとされるが、市民生活に不可欠ともいえる施設として具体的な建設計画の速やかな作成と一日も早い新最終処分場の実現に努められたい。

環境保全課

当課では、生活環境の保全に係る総合的な計画及び調整、自然環境の保全、公害問題、大気・水質・騒音等にかかる環境調査、市営墓地の総括、そ族及び昆虫の駆除、狂犬病の予防に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

環境保全事業の一環として、環境教育推進のためホタル観察会や環境月間記念植樹などが実施されるとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、当年度は合併処理浄化槽設置整備補助金213基分、共同汚水処理施設修繕工事補助金が7件交付されているが、今後もこれら補助制度のもとに、効果的な環境保全事業が実施されるよう努められたい。

環境対策事業については、公害を防止し安全で快適な環境を守るため、環境保全に関する協定が関係事業者との間で180件(当年度6件を含む)締結され、34事業所については監視、指導並びに立入調査が行われている。

また、公害苦情件数については、当年度、大気環境31件、騒音関係30件など106件あり、いずれも関係箇所を調査し関係事業者等との調整が行われ苦情の解消に取り組まれているが、今後も、各環境項目についての調査を不断に実施され、より安心・安全な市民生活ができる環境づくりに努められたい。

環境事業課

当課では、ごみの収集、分別の指導、清掃意識の普及に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度末現在、塵芥車など45台の車両を管理、使用されていることから、安全運転講習会や班会議での事故事例研修などの実施を通じ、安全運転意識の向上による職員の交通事故防止に努められている。

また、ミニ環境フェア等のイベントや車体広告事業、ごみ出しサポート事業、パッカー車維持管理事業など、職員提案による元気づくり事業の推進に取り組み、市民のごみ減量意識の高揚と併せ広告料収入の確保及び経費節減にも努められている。

今後とも、職員の積極的な取り組みにより、交通事故のない円滑な事業運営が図られるよう期待するものである。

西部クリーンセンター

当センター（昭和54年稼働、平成11年度から平成14年度にかけて焼却炉を新設、改修）では、津地区（旧津市）及び芸濃地区から排出される可燃ごみの焼却処理並びに当該処理施設の運営及び管理に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

現在、本市では、3か所のごみ焼却施設において、年間97,824トン（当年度実績）の可燃ごみを焼却処理しており、そのうち約6割（58,844トン）が当センターにおいて焼却処理されている。

今後においては、3施設の処理能力、焼却炉の耐用年数、搬入量の推移などを勘案し、また、地元との調整を図られ、最も効率的な焼却処理を行われるとともに、周辺環境に十分配慮し、引き続きダイオキシン類等の発生を抑制しつつ、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

なお、旧安芸美清掃センターについては、合併に伴い施設が廃止されているが、現存する施設の管理等、今後のあり方について検討されたい。

河芸美化センター

当センター（平成9年稼働）では、河芸地区から排出される可燃ごみの焼却処理並びに当該処理施設の運営及び管理に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当センターの当年度のごみ焼却量は、5,026トンで、毎年度、微増

しているものの、概ね焼却量は一定しており、安定的な焼却炉の運転管理が行われている。

今後においても、焼却処理に当たっては、引き続きダイオキシン類等の発生を抑制し、周辺環境に配慮しながら、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

クリーンセンターおおたか

当センター（平成11年稼働）では、市内の久居、香良洲、一志、白山、美杉、美里、安濃の各地区からの可燃ごみの焼却処理のほか、松阪市嬉野、三雲の両地区から排出される可燃ごみの焼却処理並びに当該処理施設の運営及び管理に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当センターの当年度のごみ焼却量は、33,954トンで、4班4人（合計16人）の処理体制による24時間連続運転（土・日曜日は休炉）が行われている。

今後においても、焼却処理に当たっては、引き続きダイオキシン類等の発生を抑制し、周辺環境に配慮しながら、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

なお、焼却炉の運転管理の外部委託については、河芸美化センターも含めて、総合的に検討されたい。

また、未利用地となっている旧ごみ処理施設用地（所在：津市中村町）は、今後の利用方法について検討されたい。

白銀環境清掃センター

当センターでは、不燃ごみ等の埋立処分並びにあき缶等金属系資源ごみ破碎処理施設、ペットボトル圧縮減容梱包施設及び浸出水処理施設の運営等に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当センターへの不燃・粗大ゴミの当年度搬入量は、約7万3千トンで、平成16・17年度の6万トン台から若干増加しているが、平成12年度から14年度における8万トン台と比較すると、分別化やリサイクルの普及などで徐々に減少している。

しかしながら、現在稼働中の第2期埋立処分場の稼働は、地元自治会の理解・協力により平成22年3月31日を限度とされていることから、新最終処分場の早期建設が求められている。

当センターで利用している重機類は多額の修繕費を要するものもあり、今後は設備や機器等の購入、修繕等を含め、経費の削減と効率的な施設運営に努められたい。

安芸・津衛生センター

当センターでは、津地区をはじめ、河芸、芸濃、美里及び安濃の各地区に係るし尿及び浄化槽汚泥を処理するため、当該処理施設の運営及び管理に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成19年1月のし尿等の海洋投入処分の禁止に伴い、当センターでは平成17年10月から平成18年12月にかけて、浄化槽汚泥脱水機及び膜分離設備を新設するなどの施設設備改造事業を実施したことにより、施設の処理能力は日量188キロリットルとなり、当年度は4万4,111キロリットルを処理している。

この結果、当年度使用料収入は約339万円（調定額）であったが、当該施設設備改造事業費6億7,242万円のうち4億2,540万円は借入金（し尿処理施設整備事業債等）が充てられ、この債務の償還及び三重県廃棄物処理センターへの焼却残渣処理委託料の増額等により、処理経費の増高が懸念されるため、より一層の経費削減に努められたい。

クリーンセンターくもず

当センターでは、久居地区をはじめ、一志、香良洲、白山及び美杉の各地区のほか、松阪市（嬉野地区）等に係るし尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設の運営及び管理に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当センターの当年度処理実績は、3万5,649キロリットルで、このうち松阪市（嬉野地区）及び鳥羽志勢広域連合のし尿等処理事務受託に係る処理実績は、5,966キロリットルであった。

使用料等の収入状況は、使用料収入約292万円（調定額）のほか、松

阪市（嬉野地区）等のし尿等処理に係る受託事務負担金（概算）収入が約7,409万円（平成19年3月31日現在）であったが、今後、膜分離設備の老朽化に伴う更新及び三重県廃棄物処理センターへの焼却残渣処理委託料の増額等により、処理経費の増高が懸念されることから、津市行財政改革前期実施計画で示された搬入受付時間の見直しなどにより、一層の効率的運営に努められたい。

旧久居地区広域衛生施設組合（現津市）に係る環境整備負担金のうち一部地元自治会の区費の支出については、覚書に基づき3年ごとに改定が行われ、毎年度一定額が支出されているが、同自治会に対しては、昭和63年以降、この区費とは別に地元協力費を負担していることなども踏まえ、適切な見直しを検討されたい。

■財務部

財政課

当課では、予算編成事務をはじめ決算統計事務や財政公表等、財政の総合調整に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成19年度当初予算編成においては、内部管理費を中心として、一部経費について枠配分方式を導入した結果、18億7千万円の削減が図られたところである。厳しい財政状況のなか、今後とも住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応し、財政構造の弾力性を確保できるよう、津市行財政改革大綱に基づく集中改革プランを速やかに実行されるとともに、財政の健全化に向けた積極的な取組みを期待するものである。

なお、当初予算編成時期を中心として時間外勤務が著しい当課にあって、当年度の時間外勤務の状況については、職員1人当たり1か月平均74.5時間となっていることから、職員の健康管理に十分配慮されるとともに、時間外勤務の縮減に努められたい。

契約財産課

当課では、物品の調達に係る入札等の執行及び契約、建設工事に係る入札等の執行及び契約、市有財産の総括管理、庁舎の維持管理及び駐車場の整理、車両管理の総括指導及び事故防止に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

本庁舎に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に定められていなかったもので指導した。

(2) 所見

契約事務において、津市シルバー人材センターと単独随意契約を締結している部局が見受けられることから、適切な契約事務のあり方とともに、関係部局の対応について指導されたい。

財産管理については、合併により多くの土地、山林及び建物等の公有財産を継承しているが、常に良好な状態にて管理されるとともに、未利用地等については、有効活用に向けて取り組まれたい。

また、現在、各部局がそれぞれデータベースソフトを利用して備品管理を行っているが、全庁的な備品台帳のデータベース化に取り組まれ、適切な備品管理が行えるよう努められたい。

本庁舎の維持管理については、築後27年が経過し老朽化が進むなか、適宜、修繕をなされているが、来庁者用駐車場も含め、障がい者や高齢者などに配慮した施設改修を図られるよう望むものである。

市民税課

当課では、税務の総括、法人・個人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税等の賦課及び減免に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度1,453人を対象に市民税・県民税申告書の未提出者調査が行われたが、申告書が提出されたのは131人に止まり、また、118事業所を対象とした給与支払報告書の未提出調査においても、報告書が提出されたのは31事業所であったことから、これら課税資料等を未だ提出しない対象については、課税の公平性の確保のため、引き続き必要な調査を実施されたい。

一方、市内に事務所、事業所を有する個人で市内に住所を有しない者、及び市内に寮等を有する法人等で市内に事務所又は事業所を有しないものなどは、市民税均等割額の納税義務者となることから、これら納税義務者について、その把握及び課税に努められたい。

当年度の委託料1億3,900万円を超える市税の賦課・収納に係る電子計算業務の委託契約については、従来から1社との随意契約を継続して

締結されているが、競争による価格妥当性の検証が困難であるとされる。今後、情報企画課によるIT調達に係る最適化計画の成果を踏まえつつ、適正な委託料による契約の締結に努められたい。

喫煙環境整備事業補助金については、交付先団体の活動実態及び交付効果等を総合的に考慮の上、必要な見直しを検討されたい。

資産税課

当課では、土地・家屋の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課、償却資産に係る固定資産税の評価及び賦課に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

家屋調査業務は、構造等の多様化により複雑になっており、かつ経験者にも大幅な人事異動がみられるが、早期の研修などを通じ担当職員の経験不足を補うことで、事務に支障のないよう努められたい。

久居地域の固定資産税賦課誤りについては、遡及課税分9,976件、調定額約6,952万円、還付分137件、還付相当額約2,441万円となっており、平成19年4月末現在、遡及課税分の未収金額は約1,414万円で、収納率は約80パーセントとなっているが、今後も引き続き対象者への理解を求め、また税務行政の信頼回復に努められたい。

市街化区域の都市計画税については、合併特例法の規定により合併後5年間、久居地区、河芸地区、香良洲地区において課税がなされていないことから、対象者への周知・徹底等を図り、円滑な適用に努められたい。

収税課

当課では、市税の収納及び整理、納付指導、滞納整理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

市税の徴収状況については、景気の低迷を反映した低収入、事業不振や納税意識の欠如が原因となって、多額の未収金が発生している状況にあり、平成19年3月末の市税収納率は、87.5パーセントで前年度に比べ0.4ポイント増、また未収金は、約51億7,198万円で、主なものは固定資産税の約26億775万円等である。

このうち当年度の三重地方税管理回収機構への移管分は47件、約1億

26万円で、平成19年3月末の徴収税額は約1,864万円、収納率は18.6パーセントとなっているが、今後とも同機構の活用により滞納額の縮減を図りたい。

さらに、平成18年6月からの県・市町県税滞納整理併任制度の導入により、県から1名の併任職員の派遣を受け、県と市が協働して徴収業務の向上を図り滞納額の縮減に努められているが、今後は、これとともに総合支所職員とも連携し、未収金の徴収に当たられたい。

このほか、口座振替制度の利用・啓発等による納期内納付の推進と併せ、コンビニ納付等新たな収納方法の活用などにより、納付機会の拡大を図られるとともに徴収コストの削減に努められ、担当理事等の配属による歳入確保調整体制の充実に伴い、効率的で効果的な滞納整理対策の実施を望むものである。

■市民部

市民交流課

当課では、自治会活動の支援、市民相談、市民活動の促進、コミュニティ施設の運営管理、交通安全対策の総合調整、国際・国内交流に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

自治会への活動補助金等の公費支出については、合併協議による激変緩和措置が講じられてきたが、平成19年1月に、平成21年度を公費支出に係る新基準の適用年度とすることと、その適用年度まで合併推進事業補助金を段階的に減額するよう、津市自治会連合会の合意が得られたことから、今後その円滑な実現を望むところである。

交通安全対策については、本年度、津市交通教育プロバイダ制度を導入されたところであるが、従来からの交通安全施策とともに、この制度の積極的な活用により、交通弱者の事故防止や市民の交通安全意識の向上を一層図りたい。

また、平成19年1月に津市消費生活センターを開設し、専門相談員(1名)による相談業務が開始されたところであるが、同年3月末現在での相談件数は111件と、複雑、多様化する消費者被害の現状を反映しており、今後とも相談業務体制の充実を図られ、市民の身近な相談所として機能することを期待するものである。

市民課

当課では、戸籍、住民基本台帳、人口動態調査、印鑑登録、住民税等に係る諸証明の交付、外国人登録、斎場に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

窓口で収納された手数料について、指定金融機関への払い込みが遅れているものが見受けられたので指導した。

また、出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので適正に処理するよう指導した。

青谷地区環境保全協議会補助金については、申請者において交付申請や実績の内容などをより詳細に記載する旨、指導した。

(2) 所見

窓口業務においては、合併に伴い取扱件数が増加しているなか、各種届出の処理や各種証明書の交付について、迅速かつ正確な事務処理に努められているとともに、平成19年1月から転入者用案内パンフレット「くらしのガイドブック」を配布されているが、今後ともこれらを活用した市民サービスの向上に取り組まれない。

市営斎場については、津斎場を含む3施設とも老朽化が進んでいることから、新斎場整備構想の策定に向けた準備が進められているが、合併により市域が拡大したなか、市民の利便性を考慮しつつ、効率的で効果的な新斎場の整備が図れるよう十分検討されることを望むものである。

人権課

当課では、人権施策の推進及び人権施策に係る計画の策定並びに人権擁護委員に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成18年9月に「人権が尊重される津市をつくる条例」が制定されているが、今後同条例のもと、より適切かつ効果的に人権施策が講じられるよう「津市人権施策基本方針」の速やかな策定に努められたい。

平成18年10月に4日間の日程で開催された市民人権講座については、意義ある事業で、今後ともより参加率の向上と受講者満足度の向上が図られるよう取組まれたい。

なお、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員36人で構成する津市人権擁護委員会に対し、毎年度、補助金が交付され、地域社会に密着した人権

擁護活動を支援しているが、同委員会に対する補助金（当年度交付額283万円）は、活動経費の全額を対象とするものであることから、その活動内容に十分留意の上、補助されたい。

地域調整室・中央市民館

当室では、地域課題の調整、地域環境の改善、隣保館の総括に関する事務などを分掌している。

当市民館では、人権に係る相談のほか、啓発・広報事業、地域交流事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

福祉資金貸付事業については、平成13年度に廃止され、現年分については平成20年度が最終償還年度となる。平成19年3月31日現在の未収金は約8,406万円となっているが、督促状の送付、電話での催告、訪問指導等を行うことにより、収納金額は約54万円となっており、今後も口座振替の推奨、分納納付の指導等により未収金の徴収に努められたい。

また、中央市民館では、各種相談、講座等に年間6,210人の地域の方々に活用され、地域交流事業等の推進に取り組まれているが、今後も地域に開かれたコミュニティセンターとして各種事業が推進されるよう努められたい。

男女共同参画室

当室では、男女共同参画フォーラムの開催など男女共同参画の推進に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成19年3月に津市男女共同参画都市宣言が行われ、併せて津市男女共同参画推進条例が制定されているが、同条例のもとに男女共同参画基本計画の策定も予定されていることから、これらの成果を男女共同参画フォーラム等の機会に生かし、今後とも市民へのより一層の意識啓発が望まれるところである。

また、同フォーラムの開催や情報紙の発行などにあたり、公募スタッフによる運営は、市民の自発的な男女共同参画実践への足掛かりとなることから、事業効果を検証しつつ、継続的な啓発活動として

取り組まれない。

審議会等への女性の登用については、平成19年4月1日現在、本市で83審議会の委員数1,572人、うち女性数390人と24.8パーセントの登用率となっているが、国においては、2020年までに指導的立場の女性を30パーセント程度にすることとしていることから、その実現に努力されたい。

津リージョンプラザ

当施設では、お城ホール及び会議施設のほか、津図書館、中央保健センター等を含む施設の総合的な管理運営に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当施設は、開館後19年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいため、平成17年度から「津リージョンプラザ施設及び設備の改修・更新3か年計画」に基づき整備に取り組まれているが、平成19年度には、お城ホールの舞台照明及び音響設備の改修工事が実施されることから、工事期間中は、他の本市施設の利用案内など利用者への適切な対応に努められたい。

なお、当年度末現在のお城ホールの利用率（利用日数／開館日数）は、71.1パーセントとなっているが、また、その使用料減免率（減免金額／減免前使用料）は、31.1パーセントとなっており、リニューアル後は施設利用率の一層の向上に努められるとともに、指定管理者制度の導入も含めた効率的な管理運営方法への見直しを検討されたい。

アストプラザ

当施設では、アストホールほかアストプラザ施設の維持管理をはじめ、住民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録、住民基本台帳関係の届出に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当施設における当年度のコミュニティ施設の延べ利用団体数は3,114団体（対前年度比約2パーセント増）、行政窓口での各種証明書等の受付・交付件数及び貸館申請の件数は合計で34,677件（対前年度比約15パーセント増）となって、平成13年度の開館以降、年々利用者が増

加していることから、窓口の業務体制の充実が望まれる。

また、平成19年1月から住民異動届等の入力業務を行うことにより、土・日曜日や平日夜間においても住民票等の即時交付を行うなど、住民サービスの向上に努められているが、立地の利便性を生かし、引き続き住民に配慮した行政サービスが提供できるよう、業務の実施に取り組まれない。

■健康福祉部

福祉管理課

当課では、地域福祉計画の策定、社会福祉団体の育成・支援、社会福祉施設の整備・運営に係る総合調整、災害見舞金等の支給に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当課では、今後の地域福祉を総合的に推進する柱となる地域福祉計画の平成20年度策定に向けて作業が進められているが、先進市の調査に基づく検討のほか、策定委員会の設置など広く市民の参加を得て、実効性のある住民主体の計画となるよう取り組まれない。

また、本市が直接提供する福祉サービスに関し、利用者からの苦情に適切な対応ができるよう、苦情解決第三者委員の設置など苦情解決体制の整備に取り組まれているが、この整備に伴い利用者の権利の擁護及び満足度の向上が図られることを期待するものである。

こども家庭課

当課では、保育所への入所措置、児童手当及び児童扶養手当の支給、児童・女性相談事業、子育て支援事業、児童館等運営事業、児童虐待防止等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

保育所入所児童が全体として年々増加傾向にあるなか、定員変更などにより対象児童の受入に努められているが、保育士の確保が困難となってきたことから、その安定措置に向けた対策を講じられたい。

全国的に問題となっている保育所入所負担金の未納問題について、本市の未納額は約9,440万円（平成19年5月17日現在）となっている

が、その未納原因を分析するとともに、徴収体制を確立し、悪質な滞納者に対しては滞納処分も視野に入れて、問題の解決に努められたい。

なお、波瀬保育園は、園児数の減少により平成10年4月1日から休園しているが、警備・防火の維持管理費が年間約50万円支出されていることから、今後の維持管理について検討されたい。

また、今後においては、市全体を見据えた保育所の適切な設置場所及び定数について検討され、質の高い保育サービスの実施と効率的な施設運営に努められたい。

高齢・障がい福祉課

当課では、高齢福祉に係る事業の実施及び調整、在宅介護支援センター・地域包括支援センターの事業及び敬老に係る事業のほか、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

老人ホーム入所負担金を納期限までに納付しない者について、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に基づく督促手数料のほか、同条例第5条第1項に基づく延滞金及び免除措置の適用がなされていないことから、同条例の定めるところにより、督促手数料等の徴収など適正な措置を講じられたい。

福祉電話貸与事業について、当年度末現在の利用回線は55回線であるが、利用されていない休止回線は59回線に及んでいるため、その有効利用等について検討の上、速やかに措置されたい。

(2) 所見

老人ホーム入所負担金の消滅時効による当年度の不納欠損処分額は、約89万8,000円で、滞納繰越分の収入未済額は約106万円（収納率11.8パーセント。平成19年3月31日現在）となっているが、負担の公平性を損なうことのないよう、当該入所者又はその扶養義務者に対し、必要に応じて法的措置を講じるなど、適切な債権管理に努められたい。

配食サービス事業は、16の民間事業者とそれぞれ随意契約によりその実施を委託されているが、受託事業者のうち一部の事業者については、調理業務若しくは配達業務を、それぞれ別の事業者への再委託を承認している。当該契約が特命性の高い随意契約で締結されているにもかかわらず、委託業務の主たる業務である調理又は配達業務を再委託することの妥当性について、十分検討されるとともに、競争入札の適用についても検討されたい。

高齢者に対し、介護支援・居住・交流の各機能を総合的に提供する生活

支援ハウス運營業務事業は、津市社会福祉協議会に委託されているが、当該委託業務は実質的に、概ね美里高齢者生活福祉センター及び美杉高齢者生活福祉センターの使用許可を除く管理運營業務に等しいことから、地方自治法第244条の2第3項の趣旨に照らし、指定管理者制度へ移行することを検討されたい。

在宅介護支援センター事業は、18事業者とそれぞれ随意契約により一律250万円（社会福祉協議会は4施設分1,000万円）で委託されているが、職員の配置、施設の設置、執務体制等について、事業者側の裁量を認めていることなどから、当該事業経費は一律でないものと考えられるため、今後、より適切な契約内容となるよう見直しを行われたい。

援護課

当課では、生活保護に係る相談、申請の受理、決定及び保護受給中における訪問調査、行旅病人の保護等に係る事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

本市における保護率は、平成18年3月末の6.31パーミル（人口1,000人当たり、6.31人）が平成19年3月末の6.38パーミルへと増加傾向にあることから国の基準（1人／80世帯）を下回る15人（1人／97世帯）のケースワーカーの確保とともに、扶養義務者に対する調査と併せ、自立支援プログラムの活用による就労指導の徹底など、より一層適正な保護の実施に向けた取り組みを望むものである。

医療扶助費削減に向けたレセプト点検委託業務については、約144万円の委託費に対し、当年度の診療報酬の返戻額が約3,500万円と効果があることから、受診に関する助言指導と併せ継続的に取り組まれない。

生活保護法第63条の返還金は、当年度末で現年度分116件、過年度分55件、同法第78条の返還金は、同じく現年度分19件、過年度分24件あり、保護の適正実施のため、債権管理台帳の整備や催告状の送付など適切な債権管理と回収措置に努められたい。

介護保険課

当課では、介護保険被保険者の資格の得喪、介護保険料の賦課・徴収、介護保険の給付、介護保険サービス提供事業者の指定に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度は、介護保険法の改正により、予防を重視したシステムへの転換がなされたところであるが、介護サービス利用者は増加傾向にあり、在宅で安心して生活できる居宅サービスの充実・向上とともに、包括支援センター・保健センターとの連携により、重度化の防止など介護予防サービスの支援体制の強化を図られたい。

当年度より県から市に移管された地域密着型サービス事業は6事業あるが、介護保険料の改定に伴い未収金も増加し、平成19年3月末未収金は、現年度分約8,836万円、滞納繰越分約3,473万円となっていることから、制度内容の周知を行うなど、今後も保険料の納付指導の強化と滞納整理に努められたい。

保険年金課

当課では、国民健康保険料の賦課・収納、保険の給付などの事務及び国民年金の窓口業務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

国民健康保険事業については、事業の安定運営のため、保険料の確保や医療費の適正化に取り組まれているところであるが、収納対策としては、被保険者間の負担の公平を図るため、引き続き納付相談窓口での資格証、短期証を活用した納付相談を継続されるとともに、滞納世帯の状況把握や訪問徴収など滞納整理事務を通じ、収入の確保に努められたい。

国民年金事務については、国民年金保険料の不正免除問題に続き、社会保険庁による年金記録等の不適切な事務処理により、年金受給者や被保険者等に不安を与えているところであるが、社会保険事務所との協力・連携により、年金制度に対する不安の解消と理解が得られるよう、引き続き広報・啓発に努められたい。

医療助成室

当室では、福祉医療費の受給資格認定及び助成、老人保健医療に係る資格認定及び給付に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度から乳幼児医療費助成制度の拡大や不妊治療費助成制度が実施されたところであるが、対象者に対しては、その内容を十分周知されるとともに、過誤払い等の発生防止に努められたい。

老人保健医療事業については、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費が増加していることから、今後とも、医療費通知による適正受診の促進や関係部局との連携による重複受診の是正を図るなど、医療費の適正化により、円滑な事業運営に努められたい。

また、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることとなるが、運営主体となる三重県後期高齢者医療広域連合との連携を図られるとともに、対象者に対しては、適時、制度内容についての情報提供に努められたい。

なお、老人保健医療費における第三者行為求償事例については、点検内容をより充実され、レセプト傷病名からの発見にも努められたい。

保健センター

保健センターは、中央保健センターのほか、久居、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山及び美杉の、旧市町村ごとに保健センターが設置され、それぞれ健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

中央保健センターにおいて、当年度の歳入に係る（社）津地区医師会への市有地賃貸料約93万円について、平成19年3月31日までに当該歳入の調定が行われていなかったため、法令及び津市会計規則の規定を踏まえ、必要な是正措置を講じるよう指導した。

芸濃保健センターにおいて、同センター使用料の減免に当たり申請書の一部に不備があったため、津市保健センターの設置及び管理に関する条例（この項において「保健センター条例」という。）第8条に基づく減免申請理由の記載について指導した。

安濃保健センターの使用許可に当たり、使用許可申請書への押印が求められていたが、保健センター条例及び同条例施行規則に基づき、申請者に手続上の過度の負担を求めることのないよう是正を指導した。

(2) 所見

健康診査事業において、基本健康診査及びがん検診は、受診対象者1人につき年1回と定められているが、1回を超えて受診（この項において「重複受診」という。）する事例があり、当年度の各保健センターにおいて基本健康診査で7件、がん検診で11件の重複受診が発生していることから、

これら重複受診者に対し重複受診に係る健(検)診料の納付を求めるなど、その原因を把握した上、有効な対策を講じられたい。

休日及び夜間における一次救急医療体制及び二次救急医療体制に係る当年度委託料の総額は約7,342万円となっているが、二次救急医療の輪番病院において、重症患者の受け入れができないなど、本市の救急医療体制のあり方が問われていた。このため、中央保健センターが三重大学と共同で研究し、平成19年3月に本市における救急医療のあり方をとりまとめられているので、今後はこれを踏まえて、本市の救急医療体制の充実と救急医療事業に係る経費の効率化に努められたい。

■商工観光部

商工労政課

当課では、勤労者福祉対策、商工業振興対策、融資対策に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

勤労者福祉対策は、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターにおいて、関係事業が実施されているが、同サービスセンターは合併により国庫補助金の適用区分が単独設立となり、平成22年度には廃止となる。このことから、同センターへは、隣接市への事業参画を求め、更なる会員の拡充や自主自立に向けた指導、助言を行われるよう努力されたい。

商工業振興に関し、合併後の本市においては、1商工会議所、3商工会が併存しているが、商工会議所法第8条は「商工会議所の地区は、市の区域とする。」と規定していることから、地域の商工業の状況や商工業者のニーズを考慮し、速やかな統合に向けた動きを促すとともに、商業振興事業補助金については、費用対効果を踏まえた検証の上、交付されることにより地域の商業振興に取り組まれたい。

また、工業振興については、合併前から津市ホームページで製造業のデータベース化による技術、製品等の情報発信に取り組まれているが、改めて新市全体の製造業に係る早期データベース化を進められ、市内工業の振興を支援されたい。

融資対策について、これまで交付してきた小規模事業資金融資に係る補給金は、合併に伴い旧町村の事業者も該当することとなり、当年度は請求件数624件、交付額約1億4,773万円となっているが、県において

は、平成19年度から、融資効果を高めるため、商工会議所（商工会）に対する経営指導を義務付けるなど、今後、当事業が一層地域経済の活性化に繋がることを期待するものである。

中心市街地活性化室

当室では、中心市街地活性化に関する業務、市営駐車場に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

中心市街地活性化法の改正に伴い、中心市街地の現況を踏まえ、概ね5年以内を計画期間とする新たな中心市街地活性化基本計画の作成が求められていることから、商工会議所等で構成する中心市街地活性化協議会の設立を促進するとともに、同協議会の意見を得て同基本計画の早期作成に努められたい。

特に、商店街全体が高齢化、後継者不足という状況にあるため、若手後継者の育成と併せ、団塊世代の市街地活性化への行動意識の高揚を図り、事業の継続的な促進に取り組まれたい。

また、当年度2件、87万円の交付実績があった空き地・空き店舗対策事業補助金制度については、その活用効果を周知し、中心市街地の活性化に結びつくよう努められたい。

市営駐車場業務については、管理・運営を行っている、お城東・フェニックス・アストの3駐車場の収益が、当年度約2億6,537万円で、前年度に比べ約1,440万円の増となっているが、引き続き健全な管理・運営に努められたい。

企業立地課

当課では、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさい工業団地等への企業の誘致並びにこれらの工業団地等の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

企業誘致にあたっては、平成18年10月1日、新たに津市企業立地促進条例を施行し、企業へのインセンティブを提示するとともに、市長のトップセールスを含めた、二大産業振興拠点への積極的な企業誘致活動を展

開されている。

この結果、中勢北部サイエンスシティにおける当年度末現在の面積分譲率は、未造成地を除いて、オフィス・アルカディア、流通及び産業の3ゾーンで51パーセント（立地企業31社）となり、また、ニューファクトリーひさい工業団地では55パーセント（立地企業3社）となっているが、企業の生産活動が活発化してきていることから、このタイミングを逸することなく、引き続きトップセールスなどの積極的な誘致活動に努められたい。

また、中勢北部サイエンスシティの未造成地については、企業の投資動向に応えられるよう、早期分譲に向けて造成を進められるとともに、ニューファクトリーひさい工業団地と併せ早期完売を期待するものである。

観光振興課

当課では、観光に係る施策、宣伝、事業の実施、観光施設、その他観光事業に係る調整事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

観光事業については、これまでの取り組みに加え、観光施策などで伊勢市との連携を図るため、平成19年5月に津・伊勢都市間連携連絡会議（愛称：まちまち三重ネット）が設置されたところであるが、今後、こうした新たな連携を活用した観光事業を展開されたい。

また、現在、観光振興ビジョンの策定に取り組まれているところであるが、広く市民、関係者の意見が反映され、広域となった津市の数多い観光資源が有効に活用できる指針となるよう期待するものである。

さらに、平成20年度の藤堂高虎入府400年を好機と捉え、記念事業をはじめとする各種プロジェクトを推進され、当市の魅力を新津市観光協会と連携し、積極的に発信することに努められたい。

なお、当年度、総合旅行誌への広告掲載料や野立て看板の掲出料などが支出されているが、今後これらの広告効果についての検証も行われたい。

■農林水産部

農林水産課

当課では、農業振興施策の計画及び調整、農業及び畜産業の振興、農業経営基盤強化促進対策、農作物等への鳥獣被害の防止及び中山間地の振興に関

する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

津市農業振興地域整備計画の変更（農用地利用計画に係る農用地区域からの除外）に当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条第3項で準用する同条第1項は「農業協同組合」の意見聴取を、また同法施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項は「農業委員会」の意見聴取を義務付けていることから、同計画の変更に当たっては当該法規に基づくこれらの手続きを経て行うよう是正を指導した。

J A受託者部会負担金は実質的に助成金に当たることから、津市補助金等交付規則に定める補助金等交付申請書の提出をはじめとする適切な手続きを行うよう是正を指導した。

(2) 所見

本市の出資法人である株式会社三重県松阪食肉公社は、減資等により経営の健全化に努められているところであるが、本市が当年度に負担した同社施設維持管理対策事業に係る負担金は約725万円で、今後も一定の負担をしていくことになることから、同社のより一層の経営努力と必要に応じて出資市町との適切な負担割合の調整に期待するものである。

農用地流動化促進事業奨励金は、交付に当たり本市の農業経営基盤強化促進対策に係る基本的事項を定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（平成18年6月23日策定）を効果的かつ効率的に実現できるよう、今後、対象農地の検証、見直しと併せ、当該奨励金の返還命令書における「処分の取消の訴えを提起することができる」などの教示についても、補助金等の交付の趣旨から見直しを検討されたい。

地区農政推進協議会交付金は、津市補助金等交付規則に基づき交付することとされているが、交付額確定（精算）の措置がなされていないため、今後交付に当たっては当該措置のあり方を検討されるとともに、その効果についても検証されたい。

中山間地域等直接支払事業については、本市が平成18年4月1日付けで策定した「中山間地域等直接支払津市基本方針」の定めるところに従い、各集落における協定に基づき農業生産活動等の取組みが行われるとともに、その事業の目的が効果的に達成されるよう期待するものである。

なお、近年、自然環境の変化に伴い、農林産物への鳥獣被害が増加傾向にあるなか、鳥獣害対策として実施されている有害鳥獣駆除委託事業や獣害対策原材料支給事業については、その実効性を検証した上、より適切な対策となるよう見直し等に留意されたい。

農業共済室

当室では、農業共済事業に関する事務を分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

農業共済制度については、農業災害補償法に基づき、不慮の事故による営農損失を補填するものであるが、人件費を含む一般管理費、普及推進費、損害評価費及び負担金（三重県農業共済組合連合会等関係機関負担金）の業務勘定費用については、平成17年度まで国庫負担金及び市町村からの分担金で賄われていたところ、当年度から国庫負担金が廃止され、地方交付税へ算入されることとなった。

このため、一般会計から繰入れされたが、不足が生じたため、当年度は業務引当金約2,607万円を戻し入れたところである。

今後とも一般会計からの繰入金、国庫負担金相当額を下回れば、引当金の充当は避けられず、引当金が措置できない可能性もあることから、積極的な経費削減とともに、対象者の同共済制度への加入促進に努められたい。

水産振興室

当室では、水産業振興施策の計画及び調整、水産加工業の振興、水産関係団体の支援、漁港の整備・維持管理、栽培漁業の促進等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度は、平成13年度から進められてきた香良洲漁港の海岸堤防改修工事が完了し、漁港機能が充実されるとともに、水害等に対する安全性が高まったが、漁業従事者の高齢化、後継者不足が依然大きな問題となっていることから、ヨシエビ・ハマグリ、アサリ稚貝の放流など「つくり、育て、とる漁業」の環境整備を引き続き推進することにより、水産業の振興に努められたい。

域内漁協の合併については、各組合員数の減少により組合の存続が危惧されるなか、合併に係る検討協議への参加が意思決定され、平成19年4月19日には第1回新津市漁業協同組合合併検討委員会が開催されているが、今後とも組合経営の基盤整備及び効率的な体制の確立を図るため、漁協合併の実現促進に努められたい。

林業振興室

当室では、林業振興施策の計画及び調整、市有林の維持管理、林道事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

平成17年度末現在、本市における林業従事者数は105人で、そのうち60歳以上が67人となっており、林業従事者の減少と高齢化が著しいが、森林の荒廃が懸念されるため、当年度は、広葉樹植栽奨励事業補助金約184万円（新規植栽3件、植栽後2年間の保育事業10件）を交付するなど、森林整備事業が推進されているところである。

人工林の荒廃は、下流域での洪水発生、河川環境への影響など様々な問題との関わりが大きいことから、森林及び林業に対する市民の意識の高揚を図られるとともに、荒廃森林の現況把握の上、適正な森林管理及び健全な森林整備を推進されたい。

農業基盤整備課

当課では、市単土地改良事業、県営等土地改良事業、農業用施設維持管理事業、農業集落排水事業に係る事務などを分掌している。

(1) 指導事項

新池堤体に係る行政財産使用料の調定に漏れがあったことから、速やかに適正な処理を行うよう指導した。

(2) 所見

当年度の農業集落排水処理施設使用料については、約460万円の収入未済額が発生しているが、関係総合支所との一層の連携による効果的・効率的な徴収体制のもとに、収入未済額の早期回収に努められたい。

地元自治会や土地改良区などから要望がある農道、用排水路などの整備については、市単土地改良事業として実施されているが、事業実施方法は、市の直接施工（施工後、地元負担金徴収）や地元自治会などによる施工（施工後、市から補助金交付）のほか、原材料を支給するなどがあるが、これら現状を踏まえて、より迅速かつ効率的に事業が行えるよう、実施方法について検討されるよう望むものである。

また、農業集落排水事業については、当年度末現在で、供用率91%となっているが、引き続き地元への啓発などにより、供用率の向上に努められたい。

■農業委員会事務局

当委員会事務局では、津市農業委員会（選挙による委員40人及び選任による委員8人で構成）が所掌する農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整に係る事務などを担当している。

（1）指導事項

平成19年2月に実施された農業委員視察研修において、旅費の計算誤りがあったため、必要な是正を指導した。

農地法第84条に定める小作地の所有状況を記載した書類の作成及び縦覧については、早期に実施されるよう指導した。

（2）所見

農地法に基づき、当年度各農地部会が処理した農地法第3条、第4条及び第5条の規定による許可件数は、第1農地部会が321件、第2農地部会が218件であったが、法令に基づく同種の許可処分については、一貫性が強く求められることから、適切な処分に努められたい。

農業委員会等に関する法律施行規則第10条は、「二以上の農地部会を置く場合は、当該農業委員会の区域を分けて設けられる各区域に応じて、これを置かなければならない」旨規定している。本市の農地部会は、津、香良洲、河芸、芸濃、美里及び安濃の区域を一として「第1農地部会」を、久居、一志、白山及び美杉の区域を一として「第2農地部会」をそれぞれ置いているが、当委員会は、同条の趣旨に照らし、これを広く一般に知らせる措置を講じられたい。

■都市計画部

都市管理課

当課では、都市計画部、建設部、下水道部3部の調整、建設事業等に係る関係部局との調整、交通政策に係る調査及び計画、津松阪港港湾施設の維持管理、中部国際空港への海上アクセス事業、津市伊勢湾ヘリポートに関する事務などを分掌している。

（1）指導事項

出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので適正に処理するよう指導した。

（2）所見

合併に伴い広大な市域を有することとなった本市では、域内各地区を結ぶ効率的な新たな公共交通システムの構築に向けた取り組みが進められつ

つあり、当年度は、各総合支所を含めたバス担当者会議が重ねられてきたが、平成19年度は、公共交通システムの調査研究業務が委託されるなど本格的に検討が進められることから、高齢化が進む本市にあって住民のニーズに応えられる、効果的な公共交通システムが構築されるよう期待するものである。

中部国際空港への海上アクセスについては、平成18年12月の松阪ルート開設の影響で利用者が減少傾向にあるが、津市観光協会と連携し、同アクセスも観光資源とした新たな観光ルートに位置づけるなど、観光客の誘致に積極的に取り組むことにより利用者の確保に努められたい。

津なぎさまち内旅客船ターミナル及び津市伊勢湾ヘリポートは、それぞれ民間事業者を指定管理者として管理運営されているが、今後ともこれら管理者への委託実績を検証し、より効率的・効果的な施設の管理運営を行われたい。

都市計画課

当課では、都市計画の決定及び変更、市街地再開発事業、都市景観に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

合併に伴い土地利用規制の異なる3つの都市計画区域を有することとなったが、都市の一体的で効率的な都市計画を推進するための基礎調査を、県と市の役割分担の中で平成17年度から取り組まれ、当年度は都市施設等、平成19年度は土地利用等について調査されている。今後これらの調査結果も踏まえ、都市計画の基本的な方針を定める都市マスタープランの早期策定に努められるとともに、新市としての都市計画の速やかな決定に向けた取り組み等を望むものである。

津駅前北部地区市街地再開発事業は、アスト津の建設成果も踏まえ、津駅前北部土地区画整理事業とともに、県都の玄関口として早期に整備されるよう、残された街区においても当該事業の促進に努められたい。

都市景観については、これまで屋外広告物の規制措置や津市都市デザイン委員会の運営とともに、平成19年度は市民への景観募集アンケートや景観発見ツアーなどを実施することにより、良好な景観の確保・形成に取り組まれているが、新市としての適切な景観行政が進められるよう、景観法の施行に伴う条例の制定や計画の速やかな策定に努められたい。

開発指導室

当室では、開発行為等の計画の指導、審査及び協議、開発行為の許可、違反開発行為の是正及び指導に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度の開発許可申請件数及び許可件数は155件で、そのうち手数料に関わる件数は120件であったが、平成19年4月1日からは三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく知事権限を受任し、対象件数も増加傾向にある。

開発行為の許可、指導などに関する事務は、その処理に相当な時間を要し、繁雑化しているところであるが、引き続き、開発事業者への迅速かつ適正な対応により、本市における土地利用が計画的に推進され、健康的かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備が図られることを期待するものである。

津駅前北部土地区画整理事務所

当事務所では、平成8年3月14日の事業認可（公告）に基づく津駅前北部土地区画整備事業の換地計画及び換地処分並びに土地、建築物等に係る補償及び移転等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

当土地区画整理事業における公共施設用地に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に定められていなかったので指導した。

土地区画整理審議会委員に対する費用弁償の支払いに漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。

(2) 所見

津駅前北部土地区画整理事業については、安全で良好な生活環境を整えるため、施行面積約11.6ヘクタール、事業費約156億円の実施計画のもと、平成22年度の事業完了を目指し平成7年度から事業が行われているが、当年度には34戸の移転が完了し、総移転戸数232戸中、166戸の移転が完了したことから、当年度末で約72%の進捗率となっている。

しかしながら、津地方裁判所に提訴されている「仮換地指定処分取消請求事件」については、未だ結審に至っていないことから（平成19年5月21日現在）、訴訟が長引くことにより集団移転に影響を及ぼし、更には、

事業実施計画にも支障をきたすことが懸念されるため、引き続き地権者の理解と協力が得られるよう努められ、円滑に事業が推進されることを望むものである。

公園緑地課

当課では、都市計画事業における公園に係る事業等の調査及び計画、公園緑地の維持管理、緑化施策の総合企画及び総合調整のほか、緑化意識の普及に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

公園遊具等の保守点検業務については、市内432公園に係る遊具等の点検業務を委託し、当年度使用停止措置を講じたものは、ぶらんこ6件、複合遊具3件、鉄棒1件、遊動板1件の計11件であったが、都市公園における遊び場の安全管理については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準案」（（社）日本公園施設業協会）等も参考にされ、より一層の安全対策を講じられたい。

都市公園に係る占用許可において、茶店等仮設工作物の設置に係る占用許可には複数の条件が付されているが、都市公園法第34条の規定に基づく不服申立てに係る教示がされていないので、教示の必要性について検討されたい。

なお、「緑の募金活動」について、当課では、（社）三重県緑化推進協会が実施する同募金の集金、保管及び送金等の事務を行っているが、当年度集金した募金実績は約211万円で、保管現金等については、本市の財産を保管する場合と同等の注意をもってこれを保管されたい。

建築指導課

当課では、建築基準法に基づく確認及び検査、違反建築物に係る措置指導及び建築物の防災指導、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく公共的建築物の整備に係る事前協議、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出に関する業務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

本市は合併により人口25万人以上の市になったことから、特定行政庁

として、違反建築物に対する是正措置や道路位置の指定など様々な権限に基づく建築行政が進められている。

これに加え阪神・淡路大震災や耐震強度偽装事件に伴う建築基準法の改正により、特に防災面から建築指導行政への要求が高まっているところである。

これらを背景として、今後とも建築物の安全性と防災性が確保されるよう、対象者への必要な是正措置に係る指導・啓発に努められたい。

久居工事事務所

当事務所では、所管区域（久居総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の所管区域）における道路、公園及び下水道等に係る新設改良・維持補修工事等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当年度の当事務所が所管する工事等の依頼による実施件数は、61件あるが、本庁との事務分掌により、現体制では独自の計画立案や、事前の執行体制準備が困難であるという構造的な問題点があることから、事業計画の立案、予算要求のあり方について、本庁、当事務所及び総合支所における事務の見直し及び業務分担を検討され、事業の円滑な推進と事務の効率化に努められたい。

津市農業委員会公告第1号

農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第84条の規定により、平成19年8月1日現在の小作地所有状況に関する書類は、当事務所に備えてありますから、縦覧の上、記載事項に不服のある方は当農業委員会に申し出てください。

平成19年8月31日

津市農業委員会会長 野 田 悟

- 1 縦覧の場所 津市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成19年9月1日から平成19年9月30日まで
（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで）